第三次佐久市障がい者プラン

佐久市

第三次
佐久市障がい者プラン

みんなで支え合い、認め合う、誰もが安心して暮らせるまち



作者／山下　幸子（やました さちこ）
（佐久市障害者支援施設臼田学園）

令和６年（2024年）３月
佐久市

この冊子には目の不自由な方のために各ページに「SPコード」を添付してあります。

はじめに



佐久市長　柳田　清二

本市では、「第二次佐久市障がい者プラン（平成31（2019）年度～令和５（2023）年度）」のもと、「みんなが共に支え合い安心して暮らせるまちづくり」という基本理念を掲げ、障がい者を取り巻く様々な社会的障壁を除去し、課題を解消することで、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けた取組を推進してきました。

しかしながら、人口減少や高齢化、障がいの重度化、発達障がいや医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性など、近年の障がい者福祉を取り巻く環境の変化にともない、障がいのある人が抱える生活課題や支援ニーズは多様化・複雑化してきており、地域全体で障がいのある人を支えるための体制の構築や、様々な分野との連携による包括的な支援体制の構築といった対応が求められています。

この度、「第二次佐久市障がい者プラン」の計画期間が終了することから、近年の社会情勢の変化やニーズに対応するとともに、佐久市の目指す将来像や障害者基本法の目指す社会像を踏まえ、「みんなで支え合い、認め合う、誰もが安心して暮らせるまち」を基本理念とした、「第三次佐久市障がい者プラン」を策定しました。

本計画の推進により、障がい者本人、家族、地域、事業所、行政など多様な主体が支え合いながら、切れ目ない支援の輪をつなぎ、様々な個性をお互いに認め合い、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたりましては、佐久市保健福祉審議会、障害者福祉部会の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様、市民の皆様に貴重なご意見やご提言をいただきました。ご協力をいただきました皆様に改めまして心から感謝申し上げます。

皆様のご期待に応えるべく、本計画を着実に推進してまいりますので、市民の皆様・関係機関の皆様の引き続きのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

令和６年３月

目　次

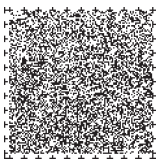
第１章　計画の概要 …… 1
1　計画策定の目的 …… 1
2　障がい者の概念 …… 1
3　計画の位置付け …… 1
4　計画の期間 …… 3
5　ＳＤＧｓとの関係 …… 3

第２章　計画策定の背景 …… 4
1　国の障がい者施策の動向 …… 4
2　障がい者福祉を取り巻く環境の変化 …… 4
3　新型コロナウイルス感染症による影響 …… 5

第３章　障がい者の現状と課題 …… 6
1　現状と課題の整理 …… 6
2　課題への対応 …… 8

第４章　計画の基本理念 …… 10
1　基本理念 …… 10
2　基本目標 …… 10
3　計画の体系 …… 12

第５章　具体的施策の方向 …… 14
基本方針１　障がいへの理解と権利擁護の推進 …… 14
　基本施策１　障がいへの理解に対する啓発の推進 …… 14
　基本施策２　権利擁護施策の充実 …… 16
　基本施策３　意思疎通支援事業の充実 …… 18
基本方針２　地域での自立生活の支援 …… 20
　基本施策１　障害福祉サービスの充実・質の向上 …… 20
　基本施策２　生活基盤の安定 …… 23
　基本施策３　就労支援の充実 …… 25
基本方針３　安心して暮らせる地域づくり …… 27
　基本施策１　人にやさしいまちづくりの推進 …… 27
　基本施策２　防犯・防災対策の充実 …… 30



基本方針４　総合的な支援体制の充実 …… 32
基本施策１　相談支援体制の充実 …… 32
基本施策２　療育・保育・教育の充実 …… 34
基本方針５　社会参加の促進 …… 38
基本施策１　保健・医療サービスの充実 …… 38
基本施策２　スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の振興 …… 41

第６章　計画の推進と評価体制 …… 44

資料編 …… 45
1　計画策定の経過 …… 46
2　統計データ …… 49
3　障害福祉サービスの概要 …… 52
4　用語解説 …… 60
5　佐久市手話言語条例 …… 67
6　相談窓口一覧 …… 69

本文中で※印のある用語の意味は、P60～66で解説しています。

第１章　計画の概要

１　計画策定の目的

本市では、障がい者数の増加や障がい者の社会参加意欲の一層の高まり、法制度改正などに迅速・的確に対応し、障がい特性による隔たりがなく、全ての市民が地域でいきいきと安心して暮らせるまちを目指し、平成21年に「第一次佐久市障がい者プラン」を策定し、障がい者施策を推進してきました。

その後、平成26年に、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁※を除去する取組を推進することで、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す方向性を掲げた「第一次佐久市障がい者プラン後期計画」を策定し、平成31年には、第一次計画の取組成果と課題を踏まえるとともに、平成30年４月に新たに施行した佐久市手話言語条例（平成29年佐久市条例第30号）に基づき、障がい者に対する理解の促進及びコミュニケーション支援を充実させることで一層の共生社会の実現を目指し、「第二次佐久市障がい者プラン」を策定し、更に障がい者施策の推進を図ってきたところです。

令和５年度末をもって「第二次佐久市障がい者プラン」の計画期間が終了することから、これまで推進してきた各施策を検証し、近年の社会情勢の変化やニーズに的確に対応することで、共生社会の実現を目指すため、本計画を策定します。

２　障がい者の概念

本計画における「障がいのある人」、「障がい者」は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）に定める「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害※を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

３　計画の位置付け

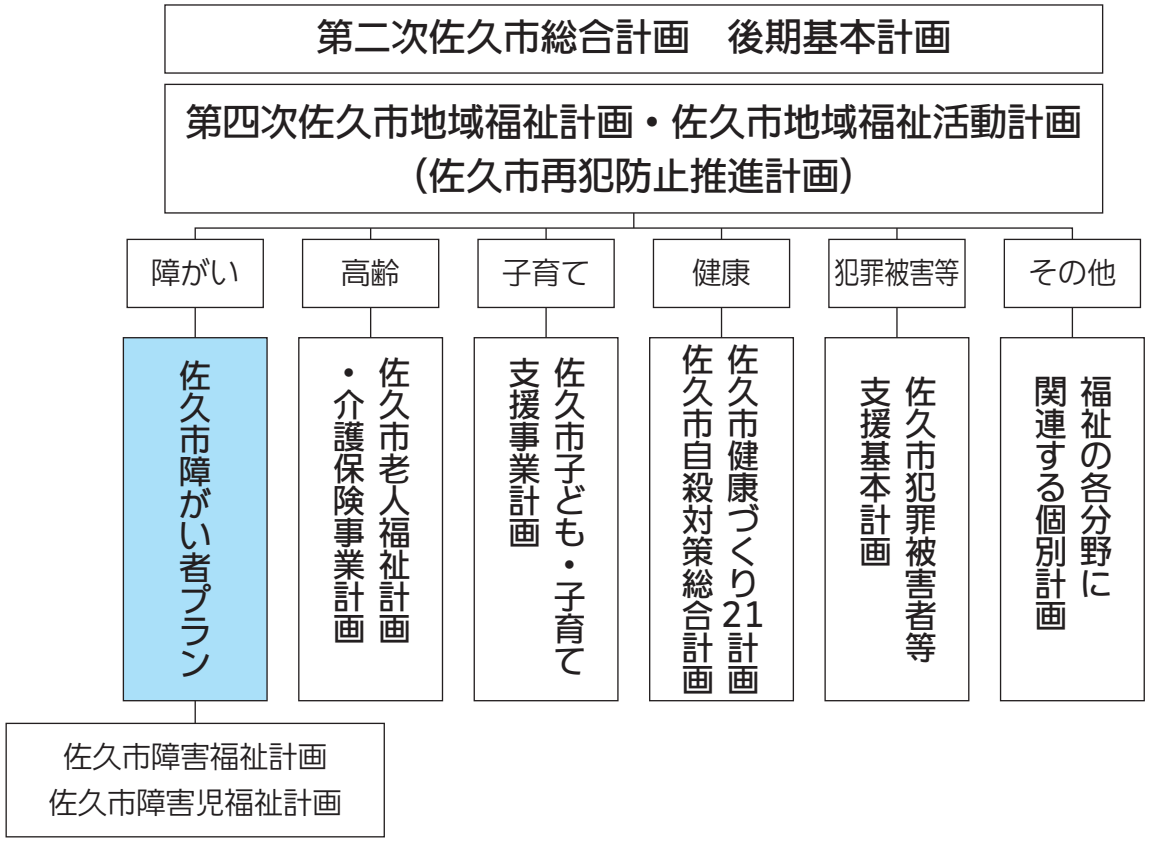
（１）計画の法的位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第３項に基づく、市町村障害者計画として策定します。また、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和４年法律第50号。以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）第９条第１項の規定に基づき、同法の規定の趣旨を踏まえ策定します。

（2）計画の性格

本計画は、福祉分野の上位計画である「第四次佐久市地域福祉計画」の障がい者分野の個別計画に位置付けられる計画です。「第四次佐久市地域福祉計画」の理念などを共有しつつ、市の障がい者分野の施策に係る基本方針や方向性を定め、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する役割を持つものです。なお、本計画を推進するための障害福祉サービスなどの提供体制については、障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定する佐久市障害福祉計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」）及び佐久市障害児福祉計画（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」）で定めます。

本計画は、国の「障害者基本計画」や県の「長野県障がい者プラン」、本市の上位計画、福祉の分野ごとの個別計画などと整合性を図るものとしています。

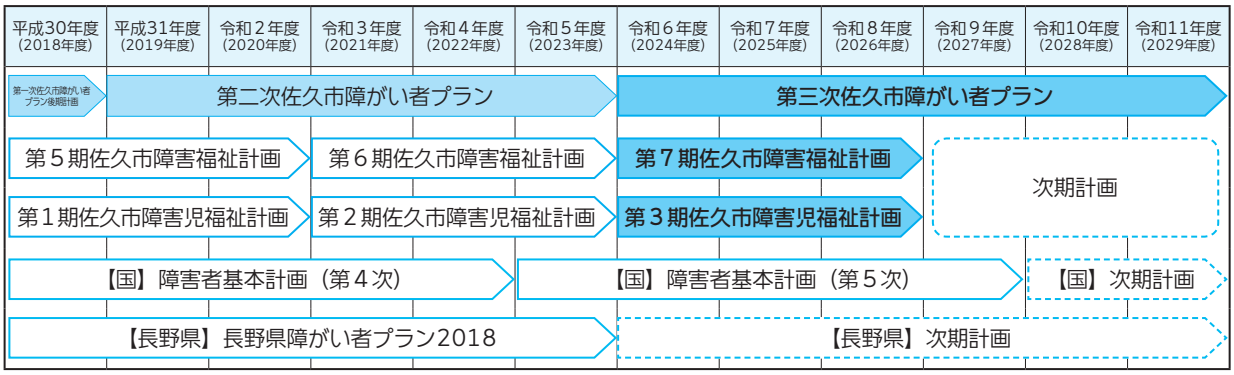


４　計画の期間

本計画の期間は、令和６（2024）年度から令和11（2029）年度までの６年間とします。

第二次佐久市障がい者プランにおいては、計画期間を５年間としていましたが、佐久市障害福祉計画及び佐久市障害児福祉計画が３か年ごとに見直しを図っており、６年とすることで計画の起点を合わせるとともに、県の長野県障がい者プランとも計画期間を合わせることで、関連計画との整合性の向上を図ります。

ただし、社会情勢の変化や障がい者施策の動向などに対応する必要が生じた場合は、期間中に計画を一部見直すこととします。



５　ＳＤＧｓとの関係

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）とは、平成27年９月の国連サミットで採択された国際目標で、地球上の誰一人取り残さない社会の実現を目指しています。

本計画の上位計画である、第四次佐久市地域福祉計画においても、「誰一人取り残すことない快適健康都市の実現」を基本理念に置いています。これは、福祉分野の根幹に関わる考え方であり、共生社会の実現とも方向性を同じくするものです。

このことから、本計画においてもＳＤＧｓの考えを取り入れ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指していきます。

「障がい」という表記について

本計画では、「障害」と「障がい」の２つの言葉を使用しています。

「害」という漢字の意味には負の印象があるため、表記を変更するべきとの意見に配慮し、法令用語や固有の名称などに使用されている場合は「障害」を使用し、広く障がいの状態を表す場合は「障がい」を使用します。

第２章　計画策定の背景

１　国の障がい者施策の動向

平成５年に「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改正され、従来の心身障害者に加え、精神障害についても新たに「障害者」と位置付けられました。その後、平成16年の改正では、障がい者差別等をしてはならない旨が基本的理念として新たに規定され、更に平成23年の改正では、平成19年に署名した障害者の権利に関する条約の批准に向けた国内法整備の一環として、条約が採用する「社会モデル」の考え方や「合理的配慮※」の概念が取り入れられるとともに、法の目的に「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を新たに規定し、共生社会の実現を目指すことが明記されました。

近年では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に際して行われた障がいのある人の意見を取り入れた新国立競技場の整備や、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）の改正、新しい学習指導要領における「心のバリアフリー」に関する記載の充実などの取組を通して、「心のバリアフリー」と「ユニバーサルデザイン※の街づくり」が大きく進展し、第５次障害者基本計画の重点的に理解促進等を図る事項に「心のバリアフリー」が位置付けられました。また、令和３年６月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の改正法が公布され、令和６年４月１日から事業者に対しても合理的配慮の提供を義務付けるなどの大きな動きがありました。

２　障がい者福祉を取り巻く環境の変化

人口減少や高齢化、障がいの重度化、発達障がいや医療的ケア児などの特性に応じた切れ目のない支援の必要性など、近年の障がい者福祉を取り巻く環境の変化にともない、生活課題や支援ニーズは多様化・複雑化してきています。

また、こうした環境の変化に伴い、家族やヤングケアラーなどを含む介助者への支援も重要となっています。

３　新型コロナウイルス感染症による影響

令和２年１月15日に国内で最初の感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界規模で感染拡大し、多くの人の命や暮らし、社会経済に甚大な影響を及ぼしました。

本市においても障がい者福祉への感染拡大防止措置による影響は大きく、イベントなどの自粛による地域との交流機会の減少や障害福祉サービス提供への影響、障がいのある人を支える家族への対応など、様々な課題が発生しました。また対面での活動の自粛が続いたことで、ICTなどのデジタル技術を利活用した障がいのある人のアクセシビリティの向上の必要性が一層増しました。

現在、新型コロナウイルス感染症は、「５類感染症」へ移行となりましたが、このような感染症拡大などの非常時には、障がいのある人などの脆弱な立場の人々がより深刻な影響を受けることが浮き彫りとなりました。

今後、障がいのある人が安心して日常生活や社会生活を送っていくためには、今回浮き彫りとなった課題に対しての検証を行うとともに、必要な人が必要な時に適切なサービスが受けられるよう、新たな施策を検討していくことが必要です。

心のバリアフリーとは？

・・・「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことです（「ユニバーサルデザイン2020行動計画（2017年２月ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）」より）。

・・・「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」では、以下の３点とされています。

（１）障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。

（２）障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。

（３）自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

第３章　障がい者の現状と課題

１　現状と課題の整理

（１）佐久市における障がい者数の推移

令和４年度の障がい者手帳の所持者数は6,344人で、平成30年度の6,069人に比べ275人増加（＋4.5%）しています。

障がい別に見ると、平成30年度に比べ身体障害者手帳所持者数は123人減少（▲2.9%）し4,065人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は318人増加（＋32.7%）し1,288人、療育手帳所持者数は80人増加（＋8.7%）し991人となっています。身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあるものの、社会情勢の変化に伴い、精神障害者保健福祉手帳所持者数と療育手帳所持者数は増加傾向にあります。

また、乳幼児健康診査で発達の気になる点が見受けられるなど、障がい者手帳を所持していなくても支援を必要とする子どもが増加傾向にあります。

（２）第二次佐久市障がい者プランの検証

第二次佐久市障がい者プランでは、「地域での自立生活への支援」、「障がいへの理解と権利擁護の推進」、「安心して暮らせる地域づくりと社会参加の促進」、「総合的な支援体制の充実」の４つの基本的施策を軸に障がい者施策を推進してきました。

今までの取組状況から主な課題を整理します。

〇新型コロナウイルス感染症の影響により、障がいのある人とない人の交流の機会が減少している。障がいへの理解を深めるためには、市民一人ひとりが障がいのある人やその家族と関わりを持ち、コミュニケーションをとる機会を創出していくことが必要。

〇障がいのある人やその家族が抱える課題や支援ニーズは多様化・複雑化してきていることから、より適切な相談支援を行うために指定相談支援事業所※の拡充や連携体制の強化を図るとともに、障害福祉サービス事業所との連携体制を構築することが必要。

〇人にやさしいまちづくりを推進していくため、公共施設などのバリアフリー※化を引き続き推進していくとともに、障がいのある人の社会参加促進のため、デマンドワゴンさくっとや福祉有償運送事業※など移動手段の確保・充実に努めていくことが必要。

〇社会参加が一層促進されるよう、障がいの有無に関わらずスポーツやレクリエーション、文化芸術活動などの様々な活動に参加しやすい環境整備が必要。

〇令和元年東日本台風の教訓を基に、災害時における障がい者など配慮を要する人への避難行動支援の仕組みづくりや、避難生活の支援体制の整備が必要。

〇発達の気になる子どもの相談が増加している。また障がいの重度化・多様化に伴い、より丁寧な支援が求められている。増加する相談に対応できるよう、相談体制の充実を図るとともに、就学前、学齢期、卒業、就職などライフステージ※が変わっても切れ目ない支援を行うため、関係機関や部署との連携強化が必要。

〇精神障がい者数の増加が続いている。精神障がい者の社会復帰や地域生活の支援として、精神保健福祉や精神障がい者に対する正しい理解の普及啓発を行うとともに、地域全体で障がいのある人を支える体制整備が必要。

（3）ヒアリング調査の結果

本計画策定のため、市内事業所を利用している障がいのある人とその家族、特別支援学校※保護者などに対して、アンケート形式でヒアリング調査を行い、118人の方から回答を得ました。

この中の項目として、「障がいに対する理解を深めるためには何が必要だと思いますか」の問いに対し、「障がいに対する市民の理解を深めること」や「教育現場での福祉教育の推進」と答えた方が多く、市民一人ひとりへの啓発が重要との意見が多くありました。

また「障がい者の就労支援として何が必要だと思いますか」の問いに対し、「職場で障がいのある人に対する理解があること」、「障がいに合わせた働き方ができること」と答えた方が多く、一般就労※・福祉的就労※に関わらず、障がい特性に応じた配慮を得ながら働き続けることができる環境整備が求められていることを確認しました。

災害時の対応としては、「災害が発生したとき、あなたはどんなことが不安ですか」の問いに対し、「障がい特性に配慮した避難場所があるかどうか」や、「普段と違う環境で身の回りのことができるかどうか」と答えた方が多く、障がいのある人など特別な配慮を要する人にとって災害時の不安は大きく、避難所などの環境整備が求められていることを確認しました。

社会参加に関しては、「あなたが余暇に参加したい活動はなんですか」の問いに対し、「スポーツ」、「映画・音楽鑑賞」、「旅行・ハイキング」などの活動への参加を希望した方が多く、また、「地域の行事や催し」、「同じ障がいがある人との交流」など地域住民や当事者同士の交流の希望もあることが分かりました。

相談支援体制に関しては、「障がい者福祉や生活に関する相談についてどのようなことを望みますか」の問いに対し、「どんな時に、どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」や「一か所で様々な相談に対応してほしい（相談窓口の一本化）」と答えた方が多く、分かりやすい相談窓口の周知や包括的に相談が受け止められる体制の整備が必要であることが分かりました。

2　課題への対応

現状と課題の整理から、今後の課題を次のとおり整理します。

（1）障がいへの理解

障害者差別解消法や障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）などの障がい者の権利擁護に関する法律の整備や行政による障がいへの理解促進の取組が進められていますが、今後、障がいへの理解を一層深め、共生社会を実現していくためには、市民一人ひとりの意識の向上が欠かせません。市民一人ひとりが障がいのある人やその家族と関わりを持つ中で、障がいについて知り、理解を深めようと歩み寄ることが必要です。

（2）安心な暮らしの確保

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、地域との交流機会の喪失や障害福祉サービスの提供が制限されるなど様々な影響が発生しました。

また、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風による記録的な大雨により、障がいのある人をはじめとした配慮を要する人への災害時における支援体制について課題が顕在化しました。

このような非常時には、障がいのある人などの脆弱な立場の人々がより深刻な影響を受けることが浮き彫りとなったことから、この教訓を基に非常時においても安心して生活ができる環境を整備していく必要があります。また、そういった状況下を含めて、特性やニーズ、希望に即したサービスに誰でもアクセスできる体制を整えることも必要です。

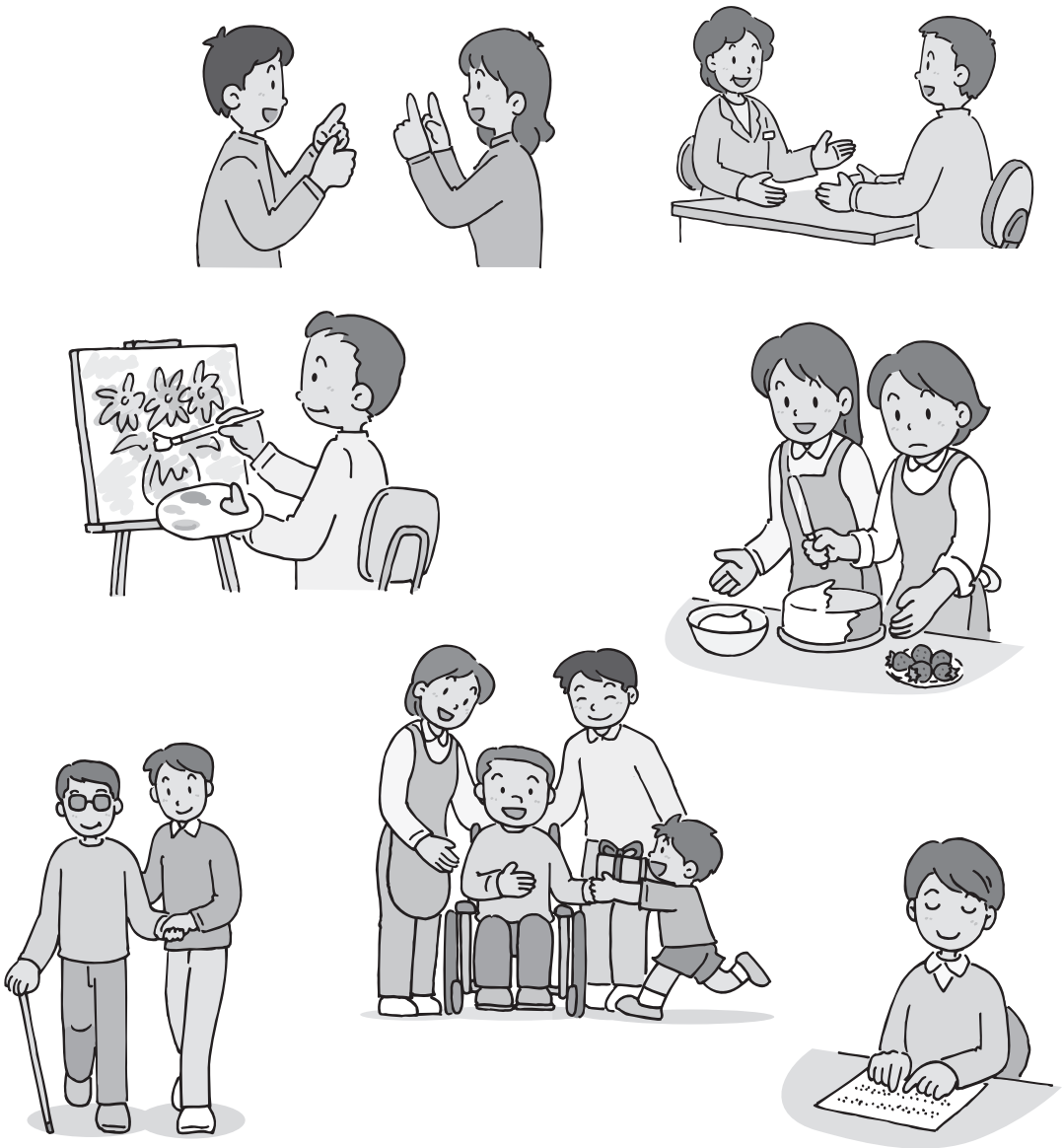
（3）多様化・複雑化する課題への対応

障がい者福祉を取り巻く環境の変化により、障がいのある人やその家族などが抱える生活課題は多様化・複雑化してきています。今後このような課題に対応していくためには、解決に向けた適切な助言などが受けられる相談先が必要です。

ヒアリング調査でも、「どんな時に、どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」や「一か所で様々な相談に対応してほしい（相談窓口の一本化）」と答えた方が多く、分かりやすい相談窓口の周知や包括的に相談が受け止められる体制の整備が求められていることから、行政内部はもとより関係機関との連携強化を図り、組織横断的な相談体制を整備していくことが必要です。

（4）様々な活動への参加

障がいの有無に関わらず、多様な社会参加を実現していくことは、心身の健康や生きがいをもった人生を送るために大切なことです。ヒアリング調査からもスポーツ活動やレクリエーション、文化芸術活動など多様な活動への参加意向があることが分かりました。障がいがあってもその人らしく生きがいをもって暮らしていけるよう、障がいの有無に関係なく社会参加できる機会や環境を整備していくことが必要です。



第４章　計画の基本理念

１　基本理念

～基本理念～
みんなで支え合い、認め合う、誰もが安心して暮らせるまち

本計画の上位計画である第四次佐久市地域福祉計画においては、佐久市の地域福祉を横断的かつ総合的に推進し、誰一人取り残されることなく、声なき声にも耳を澄ませて互いに助け合い、全ての人が快適で健康だと感じられる地域社会を目指しています。

また、第二次佐久市障がい者プランでは、基本理念を「みんなが共に支え合い安心して暮らせるまちづくり」とし、障がい者を取り巻く社会的障壁や課題を明らかにし、これを取り除く施策を推進することで、共生社会の実現を目指してきました。

これらを踏まえ、障がい者本人、家族、地域、事業所、行政など多様な主体が支え合いながら、切れ目ない支援の輪をつなぎ、様々な個性をお互いに認め合い、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、今回策定する第三次佐久市障がい者プランの基本理念を**「みんなで支え合い、認め合う、誰もが安心して暮らせるまち」**とします。

２　基本目標

基本理念を実現するため、次の３つの基本目標を定めます。

基本目標１	共に支え合い、認め合えるまち
基本目標２	安心して暮らせるまち
基本目標３	いきいきと心豊かに暮らせるまち

基本目標１「共に支え合い、認め合えるまち」

共生社会を実現していくためには、市民一人ひとりの障がいへの理解を深め、互いの個性を認め合いながら地域全体で支え合うことが必要です。そのために、障がいのある人のアクセシビリティの向上や、「心のバリアフリー」への理解を促進するとともに、差別解消や虐待防止などの障がいのある人の権利擁護の推進を図ることで、共に支え合いながら、お互いを認め合えるまちづくりを進めます。

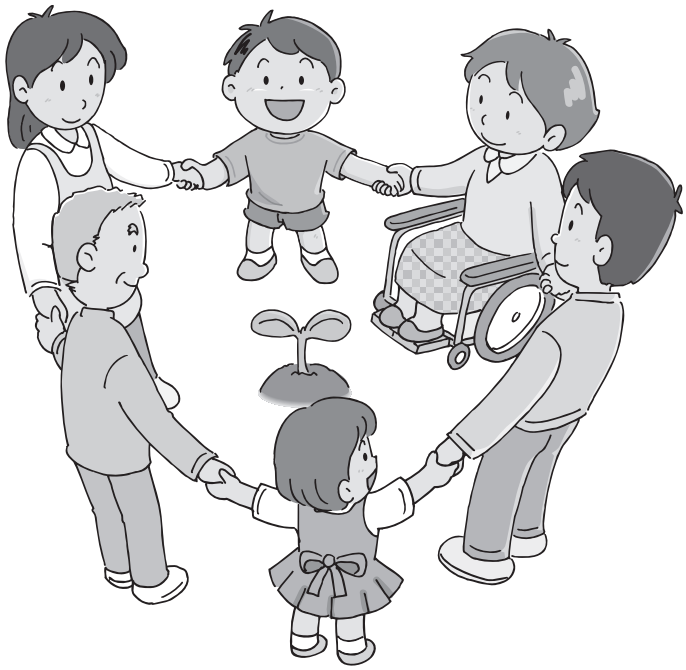
基本目標２「安心して暮らせるまち」

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、安定した生活基盤や生活を支える各種サービスを充実するとともに、防災対策を推進し災害時などにおいても適切な支援を活用できる環境を整えることが必要です。

また近年、障がいのある人やその家族が抱える課題は多様化・複雑化してきています。そのために包括的な相談体制を整備し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

基本目標３「いきいきと心豊かに暮らせるまち」

自らのライフスタイルを主体的に選択し生きがいのある人生を送るためには、障がいの有無に関わらず、健康づくりへの取組やスポーツ、レクリエーション、文化芸術活動などの様々な活動に参加できることが必要です。そのために、心身の健康を維持するための支援を行うとともに、様々な活動に参加しやすい環境整備を推進し、いきいきと心豊かに暮らせるまちづくりを進めます。



3　計画の体系

基本理念	基本目標	基本方針
みんなで支え合い、認め合う、誰もが安心して暮らせるまち	① 共に支え合い、認め合えるまち	1　障がいへの理解と権利擁護の推進
	② 安心して暮らせるまち	2　地域での自立生活の支援
		3　安心して暮らせる地域づくり
		4　総合的な支援体制の充実
	③ いきいきと心豊かに暮らせるまち	5　社会参加の促進

	基本施策	具体的施策の方向
①	1-1 障がいへの理解に対する啓発の推進	1-1-1 障がいのある人とない人の交流機会の拡大 1-1-2 障がいへの理解に対する普及・啓発・広報の推進 1-1-3 福祉の心を育てる教育の推進
	1-2 権利擁護施策の充実	1-2-1 権利擁護の推進と障がい者差別の解消 1-2-2 権利行使の推進
	1-3 意思疎通支援事業の充実	1-3-1 意思疎通支援をする人材の確保と養成 1-3-2 障がい特性に応じた情報提供の支援 1-3-3 情報機器の利用促進 1-3-4 デジタル技術の利活用の促進
②	2-1 障害福祉サービスの充実・質の向上	2-1-1 障害福祉サービスの充実 2-1-2 地域生活移行支援の充実 2-1-3 日中活動の場の拡大 2-1-4 補装具、日常生活用具給付の充実 2-1-5 安定かつ適切なサービスの提供
	2-2 生活基盤の安定	2-2-1 各種手当制度の利用促進及び減免制度の周知 2-2-2 重度障がい者などへの医療費の助成 2-2-3 公営住宅への入居支援
	2-3 就労支援の充実	2-3-1 就労促進に向けた相談支援体制の充実 2-3-2 一般就労の促進 2-3-3 福祉的就労の促進
	3-1 人にやさしいまちづくりの推進	3-1-1 ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりの推進 3-1-2 公共施設などの整備 3-1-3 住宅の整備 3-1-4 交通バリアフリー化の推進 3-1-5 移動手段の確保
	3-2 防犯・防災対策の充実	3-2-1 防犯対策の充実 3-2-2 防災対策の充実
	4-1 相談支援体制の充実	4-1-1 包括的相談支援体制の整備 4-1-2 相談を行う人材の育成と確保
	4-2 療育・保育・教育の充実	4-2-1 療育支援体制の整備 4-2-2 障がいの早期発見・早期療育体制の充実 4-2-3 療育支援の充実 4-2-4 就学前保育の充実 4-2-5 特別支援教育体制の充実
③	5-1 保健・医療サービスの充実	5-1-1 健康づくりの推進 5-1-2 精神保健福祉の充実
	5-2 スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の振興	5-2-1 スポーツ・レクリエーション活動の支援による社会参加の促進 5-2-2 指導員の養成とボランティアの参加促進 5-2-3 文化芸術活動の振興

第５章　具体的施策の方向

基本方針１　障がいへの理解と権利擁護の推進
基本施策１　障がいへの理解に対する啓発の推進

これまでの主な取組

○ 佐久市手話言語条例に基づき、手話に対する理解の促進や普及を図るため、市広報紙に毎月手話コーナーを掲載するとともに、出前講座や市職員に対する手話講習、市民向け手話リーフレットの作成・配布を行いました。

○ 障がいのある人への配慮や支援が適切に行われるよう、ヘルプマーク※や補助犬マーク※などに関する普及啓発を行うほか、令和２年度には「災害時支援用バンダナ」を新たに作成し、適切な配慮や支援の充実を図りました。

○ 各小中学校において、障がいのある人からの講話や車いす、手話、点字体験などを行う福祉体験教室、副学籍を活用した特別支援学校生との交流などを通し、福祉の心を育むための取組を行いました。

○ 第四次佐久市部落差別撤廃と人権擁護に関する総合計画に基づき、障がいや障がいがある人への正しい知識や理解を深めるため、障がい者福祉展や人権同和教育講座など啓発の取組を行いました。

現状と課題

○ 障がいへの理解を一層深めていくためには、市民一人ひとりが障がいのある人やその家族と関わりを持つ中で、障がいについて知り、理解を深めようと歩み寄ることが大切です。

○ ヒアリング調査においても、障がいに対する理解を深めるためには、「障がいへの市民の理解を深めること」や、「教育現場での福祉教育の推進」など、年齢を問わず市民一人ひとりへの啓発が必要との回答が多くありました。

○ そのためには、ポストコロナ時代の変化を踏まえて、障がいのある人とない人の交流機会の創出を図るとともに、佐久市手話言語条例やヘルプマークの普及啓発などを通じ、社会的障壁の除去や合理的配慮の提供といった障がいに対する理解を更に深めていく必要があります。

○ また、学校教育においても福祉体験学習や福祉施設等との交流などを拡充するとともに、児童生徒が自発的に考え学ぶ環境を整備し、「心のバリアフリー」への理解促進を図ることが必要です。

具体的施策の方向

1　障がいのある人とない人の交流機会の拡大

障がい者福祉展、社会福祉大会、佐久ふれあい広場などの障がいのある人とない人が交流できる機会をポストコロナ時代の変化を踏まえながら充実させ、障がいに対する理解の促進を図ることで心のバリアフリーを推進します。

2　障がいへの理解に対する普及・啓発・広報の推進

（1）佐久市手話言語条例に基づき、市広報紙やリーフレットなどによる手話言語の普及啓発を行うとともに、市民が直接手話に接する機会を創出するなどし、障がいに対する理解の促進を図ります。

（2）障がいのある人への配慮や支援が適切に行われるよう、ヘルプマークや補助犬マーク、災害時支援バンダナなどの普及啓発を図るとともに、障がいのある人と関わりが多くある医療機関や教育機関と連携し、周知を図ります。

（3）人権・男女共生フェスティバルの開催をはじめ、地域や学校、企業などに対しあらゆる機会を通じ、障がいのある人に対する理解を深めるため、人権教育・啓発活動を推進します。

3　福祉の心を育てる教育の推進

（1）学校教育において、車いす、アイマスクなどを用いた福祉体験や特別支援学校、福祉施設などとの交流による児童生徒への福祉教育を充実するため、教職員の福祉や障がいへの理解を深める研修を推進します。

（2）学校における人権週間などで、家庭や地域と共に、人権尊重理念に関する正しい理解と認識を深める学習を推進します。

（3）特別支援学校に在籍する児童生徒が、居住する地域の小中学校に副次的な学籍を置き、当該小中学校の児童生徒と交流などを行う副学籍制度を通して、インクルーシブ教育への理解を高めます。

（4）福祉の心を育てるため、佐久市社会福祉協議会と連携し社会福祉普及校指定事業※や福祉体験教室事業の実施率の向上を図り、各学校などにおける福祉活動の普及啓発を推進します。

（5）支援が必要な児童生徒及び特別支援教育への理解促進を図るため、幼稚園や保育所、小中学校、特別支援学校などと連携した取組を推進するとともに、保護者への相談、支援体制の充実を図ります。

基本施策２　権利擁護施策の充実

これまでの主な取組

○　基幹相談支援センターである佐久広域連合障害者相談支援センター※などと連携し、障がい者差別解消や虐待の早期発見・防止の取組を推進しました。

○　障がいのある人に対する虐待の防止を図るため、市広報紙により障がい者虐待相談窓口の周知を図るとともに、令和４年度から障害福祉サービス事業者に対し障がい者虐待防止の研修が義務化されたことを受け、市内の障害福祉サービスを提供する全法人に対して、研修義務化について対面での周知を行いました。

○　令和３年４月にさく成年後見支援センター※を地域の中核機関と位置付け、地域の権利擁護支援・成年後見制度※利用促進機能の強化を図りました。

現状と課題

○　障がいのある人が主体的に地域生活を送るためには、障がいの有無に関係なく人権が尊重され、権利が守られることが必要です。

○　障がいのある人の権利擁護を推進するため、さく成年後見支援センターや佐久広域連合障害者相談支援センターなどと連携し、成年後見制度の周知・利用促進のほか、障がい者差別解消や虐待の早期発見・防止を図る必要があります。

○　障害者差別解消法の改正により、令和６年４月１日から事業者に対しても障がい者への合理的配慮の提供が法的義務となることから、障がい者差別の禁止や合理的配慮の提供について、一層の普及啓発を図ることが必要です。

○　また、関係機関との連携を強化し、成年後見制度の利用促進及び適正な運用に向けた周知、後見人の受皿不足を解消するための市民後見人※の養成を進めるとともに、日常生活自立支援事業※などの支援の利用促進を図る必要があります。

具体的施策の方向

１　権利擁護の推進と障がい者差別の解消

（１）市役所及び各支所、関係機関における人権擁護・虐待防止の通報相談窓口の周知を図り、障がいのある人に対する虐待や差別の早期発見、防止を図ります。

（２）佐久広域連合障害者相談支援センターなどと連携し、障がいのある人に対する虐待防止や差別解消に関する普及啓発を図るための研修会を開催するとともに、障害福祉サービス事業所などにおける権利擁護の体制整備を支援し、障がいのある人に対する虐待や差別の未然防止に努めます。
（３）判断能力が十分でない障がいのある人などの日常生活を援助するため、佐久市社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の利用の促進を図ります。
（４）福祉サービスに関する苦情等受付機関である長野県福祉サービス運営適正化委員会の周知を図り、福祉サービスが適正に行われるように支援します。
（５）障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮の提供について、一層の周知、啓発を行うとともに、相談窓口の体制整備を図ります。

２　権利行使の推進

（１）さく成年後見支援センターと連携し、成年後見制度の利用促進及び適正な運用に向けた周知を図ります。また、法人後見※の体制整備を行うとともに、市民後見人の養成ができる体制を整備していきます。
（２）さく成年後見支援センターとの連携強化を図るとともに、必要に応じてリーガルサポートながの※など民間団体との連携や法テラス※などの紹介を行い、法律的に困難なケースなどについて総合的に支援します。
（３）選挙管理委員会と連携し、障がいのある人に配慮した投票所の環境整備や、代理投票及び点字投票などの投票方法を継続して行います。



手話通訳の様子



手話ダンス

（人権・男女共生フェスティバル）

基本施策３　意思疎通支援事業の充実

これまでの主な取組

○　福祉課窓口にタブレット端末を導入することで、ビデオ通話や筆談での問い合わせに対応できる環境を整備し、意思疎通支援の充実を図りました。
○　情報のバリアフリー化を進めるため、「声の広報」の配布や市ホームページのウェブアクセシビリティの向上を図りました。
○　視覚障がい者用の読書支援機器や活字文字読み上げ装置などの日常生活用具※の支給を行うほか、点字図書やデジタル録音図書（デイジー図書）の拡充を図りました。

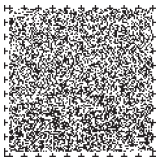
現状と課題

○　障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するためには、必要とする情報を十分に取得・利用するとともに、円滑に意思疎通を図ることができることが必要です。
○　障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）の施行を受け、情報のバリアフリー化が求められています。
○　また、ヒアリング調査からも生活に必要な情報を今よりも入手しやすくするためには、「障がい特性に合わせた伝達手段の整備」や「意思疎通支援者の確保・養成・質の向上」が必要との回答が多くありました。
○　障がいのある人の情報アクセシビリティを向上させ、十分な情報の取得・利用ができるよう、障がい特性に応じた情報機器の給付を拡充させるなどの環境整備を進めていくとともに、ICTなどのデジタル技術の利活用の検討が必要です。また、円滑な意思疎通支援を行うため、手話通訳者や要約筆記者などの支援者を確保していく必要があります。

具体的施策の方向

１　意思疎通支援をする人材の確保と養成

（１）長野県や佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、手話通訳奉仕員・要約筆記奉仕員の人材の養成及び資質の向上に向けた取組を推進します。また、佐久市社会福祉協議会のボランティアセンターなどと連携し、朗読ボランティアの養成や音訳図書の制作活動を推進するとともに、ボランティア活動の普及に努めます。



（２）市広報紙などで手話などの障がい特性に応じたコミュニケーション手段の普及啓発を行います。また、手話通訳や要約筆記サークル活動などに対し、会場の提供や機材の貸出などの支援を行います。

２　障がい特性に応じた情報提供の支援

（１）意思疎通支援事業について関係部署と連携するとともに、周知を図り、市の実施するイベントなどで、手話通訳者・要約筆記者の配置を促進します。

（２）市のホームページについて、障害者・高齢者のホームページの利用に配慮する指針である日本工業規格「JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針ー情報通信における機器，ソフトウェア及びサービスー第３部：ウェブコンテンツ」に準拠し、情報のバリアフリー化を推進します。

（３）市の刊行物について、読みやすい書体の使用や見分けやすい配色をするなどし、障がいのある人などが情報を入手しやすい環境を整備します。

（４）「声の広報」の配布をはじめ、視覚障がいのある人などに対して情報を伝える事業の充実を図ります。

３　情報機器の利用促進

（１）図書館への点字図書やデイジー図書の充実を図るとともに、市町村と県による協働電子図書館（デジとしょ信州）の一環である視覚障害者専用電子図書館「アクセシブルライブラリー」の利用促進を図ります。また、利用者のニーズを把握しながら活字文書を読み取るSPコード※付きの印刷物の普及や活字文書読み上げ装置などの機器購入への助成事業を推進します。

（２）日常生活用具給付事業をはじめとする補助事業の周知を図るとともに、利用者のニーズを把握し、障がい特性に応じた情報機器の給付を行います。

４　デジタル技術の利活用の促進

（１）市役所、各支所窓口における各種手続きが円滑に進むよう、タブレット端末などのICT機器を活用し、障がい特性に応じた意思疎通ができる環境整備を図るとともに、障がい者手帳アプリなどデジタル技術の活用を推進します。

（２）電子申請やマイナポータルなどのオンライン技術を活用することで行政手続における利便性の向上を図るとともに、操作についての支援や利用しやすい設計により、障がいの有無にかかわらずデジタル化の恩恵を享受できる環境整備に取り組みます。

【基本方針１　障がいへの理解と権利擁護の推進　数値目標】

目標項目	基準値【R４】	中間年度【R８】	目標値【R11】
佐久市登録手話通訳者数	18人	19人	21人
佐久市登録要約筆記者数	15人	16人	18人

基本方針２　地域での自立生活の支援
基本施策１　障害福祉サービスの充実・質の向上

これまでの主な取組

○　指定管理施設の外壁の修繕やエアコン設置を行い、利用者が快適に施設を利用できる環境整備を行いました。また、老朽化した２つの指定管理施設を移転整備し、施設の機能の充実を図りました。

○　民間能力を活用することで障害福祉サービスの充実を図るため、指定管理施設としていた「ワークハウス牧」を令和５年４月１日から民間事業者へ譲渡しました。

○　障がい者グループホームが新たに開所するなど障がいのある人の地域における居住の場の整備が進んでいることから、地域移行支援や地域定着支援などの周知を行うとともに、医療機関と連携し自立生活体験事業の利用促進を図り、地域移行を推進しました。

○　利用者のニーズや社会情勢に合わせた日常生活用具の支給ができるよう、人工鼻、人工呼吸器等医療機器用自家発電機及び外部バッテリーを新たに支給品目に追加し、パルスオキシメーター、ネブライザー、電気式たん吸引器の給付対象者を拡大しました。

○　指定相談支援事業所の新規開所や既存事業所における相談支援専門員※の増員により相談支援体制の充実を図るとともに、相談支援専門員との連携を強化し、利用者のニーズに応じた適切な障害福祉サービスの提供体制の向上を図りました。

○　障害福祉サービス事業所に対して、制度改正などについての情報提供を行うとともに、佐久保健福祉事務所との合同実地指導を実施し、サービス提供体制の向上を図りました。

現状と課題

○　障害福祉サービスを提供する事業所は年々増加していますが、障がいの多様化・重度化に伴い、医療的ケア児や強度行動障害への対応など、個々の障がい特性に配慮したサービスを提供していくことが必要です。

○　障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後に備えるため、また施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を進めるため、障がいのある人の地域における住まいの場としての障がい者グループホームの拡充や緊急的な対応ができる短期入所事業など、地域生活支援拠点の整備を継続していく必要があります。

具体的施策の方向

1　障害福祉サービスの充実

（1）障がいのある人の地域での生活を支えるため、居宅介護をはじめとした在宅福祉サービスの提供体制の充実を図ります。また、医療的ケアが必要な重症心身障がい児（者）※、強度行動障害のある人などの地域生活を支援するため、医療、福祉などの関係機関と連携を強化するとともに、重度訪問介護、行動援護などニーズに応じたサービス提供体制の整備を推進します。

（2）佐久広域連合障害者相談支援センターなどの関係機関と連携し、相談支援体制の構築や、緊急的な利用が可能な短期入所の提供体制の充実を図り、地域生活支援拠点などの整備を進めます。

（3）事業所連絡会において、佐久広域連合障害者相談支援センター、指定相談支援事業所、障害福祉サービス事業所などと、地域における課題などについて協議し、地域の状況に応じたサービス提供体制の整備や関係機関のネットワークの強化を図ります。

（4）多様なニーズや社会情勢の変化に合わせ、より利用しやすい地域生活支援事業の内容を検討し、障がい者の地域生活支援の充実を図ります。

（5）市の設置する障害福祉サービス事業施設について施設の長寿命化などの対策を計画的に実施するとともに、地域における障害福祉サービスの充実を図るため、指定管理施設の民間活用について検討します。

2　地域生活移行支援の充実

（1）障がいのある人の地域における住まいの場を確保するため、グループホームの拡充、整備を促進し、地域移行を推進します。

（2）障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域移行支援や地域定着支援事業の利用促進を図るとともに、実施事業所の拡充について働きかけを行います。

3　日中活動の場の拡大

（1）地域活動支援センターがより利用しやすくなるよう、利用者のニーズに合った事業の実施に努め、利用者の増加を図ります。

（2）障がいのある人のニーズや特性に応じた支援が充実するよう、生活介護事業所や就労継続支援事業所、自立訓練（生活訓練）事業所などの開設を働きかけ、日中活動の場の拡大を促進します。

4　補装具、日常生活用具給付の充実

利用者のニーズ調査や先進的な取り組みなどの情報を集約し、補装具※や日常生活用具の給付内容について適宜見直しを行い、利用者のニーズに応じた給付を行います。

5　安定かつ適切なサービスの提供

（1）利用者のニーズに合ったサービス等利用計画※を作成するため、佐久広域連合障害者相談支援センターや主任相談支援専門員との連携を強化し、相談支援専門員の人材育成・資質の向上を図ります。

（2）障害福祉サービスの内容や利用の仕組み、制度改正などについて、佐久広域連合障害者相談支援センターと連携し、障がいのある人やその家族、障害福祉サービス事業所などの関係機関に対し、正確な情報提供や情報共有を行います。

（3）障害福祉サービス事業所において、サービス等利用計画の方針を踏まえた適切なサービスを提供するとともに、健全な運営が行えるよう、県と合同で障害福祉サービス事業所への実地指導を行います。

（4）障害福祉サービス事業所における自己評価の取組実施や第三者評価※機関の活用を促進し、福祉サービスの質の向上を図ります。



野沢共同作業センター　竣工式

基本施策２　生活基盤の安定

これまでの主な取組

○　特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当などの各種手当について、市広報紙や福祉のしおり※、居宅介護支援事業者連絡協議会などを活用して周知を図りました。また、特別児童扶養手当、障害児福祉手当については、障がい者手帳の取得・更新者の確認を行い、未申請の方に制度の説明をするなど、制度の利用促進を図りました。

○　福祉医療費給付金制度について、令和３年８月1日から精神保健福祉手帳２級の方の通院補助対象を全診療科に拡大しました。

○　福祉医療費給付金制度や自立支援医療制度について、市広報紙や市ホームページ、福祉のしおり、福祉医療費の受給資格ごとのパンフレットなどで、制度の周知を図りました。

○　障がいのある人が市営住宅へ入居しやすい環境となるよう、市営住宅の入居について、収入基準の緩和や単身入居の措置を実施するとともに、パンフレット「市営住宅入居希望のみなさまへ」などにより周知を行いました。

現状と課題

○　生活基盤の安定のため、各種制度の利用促進を図る必要があります。

○　しかし、制度を知らなかったという声が一定数あることや制度変更となった際の周知がいきわたっていないといった状況があります。

○　引き続き市広報紙や福祉のしおりなどによる制度の周知を行うとともに、より分かりやすい周知方法を検討していく必要があります。

具体的施策の方向

１　各種手当制度の利用促進及び減免制度の周知

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当などの各種手当制度及び自動車税などの減免制度について、福祉のしおり、市ホームページ、市広報紙などの様々な媒体を活用し、きめ細やかな周知を図ります。

2　重度障がい者などへの医療費の助成

障がいのある人が必要な医療を受けられるよう、福祉医療費給付金制度、自立支援医療制度など医療費の自己負担軽減に係る制度について、医療機関と連携するとともに、手帳取得時の案内や福祉のしおりなどにより、利用者がより情報を入手しやすい環境整備を図ります。

3　公営住宅への入居支援

障がいのある人の公営住宅の入居資格について、パンフレットを活用するとともに、福祉のしおり、市ホームページ、市広報紙を活用した周知を図り、公営住宅への入居を支援します。



基本施策３　就労支援の充実

これまでの主な取組

○　佐久広域連合障害者相談支援センターや佐久圏域障害者就業・生活支援センター※ほーぷ、ハローワーク、生活就労支援センターまいさぽ佐久市などと連携し、障がいのある人の一般企業への就労支援を行いました。
○　企業等向けの障がい者雇用に関するセミナーの周知やパンフレット等の送付などを行い、障がい者雇用に対する理解の促進を図りました。
○　市役所全体で障がいのある職員の活躍推進に向けた取組を推進するため、令和２年度に障害者活躍推進計画を策定しました。
○　障害者就労施設などから優先的に物品などの調達が行われるよう、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を定めるとともに、市ホームページに障害者就労施設から提供可能な物品及び役務を公表し、市民への周知を図りました。

現状と課題

○　障害福祉サービスを提供する事業所の増加により福祉的就労の場が拡大していますが、定員には余裕がない状況が続いており、福祉的就労の場の拡充が必要です。
○　また、障がい者の法定雇用率※の引上げや、精神障がい者の雇用の義務化などの法改正を受け、一般企業においても障がい者雇用への対応が迫られています。
○　ヒアリング調査においては、障がい者の就労支援として、「職場で障がいのある人に対する理解があること」、「障がいに合わせた働き方ができること」が必要との回答が多くありました。
○　一般企業においても、障がいについての理解を深め、合理的配慮の提供などの環境整備を促進するとともに、関係機関と連携し、就労相談窓口の周知や適切な相談窓口に繋げられる体制整備を図る必要があります。

具体的施策の方向

１　就労促進に向けた相談支援体制の充実

（１）佐久圏域障害者就業・生活支援センターほーぷや就労支援事業所などの関係機関、佐久市無料職業紹介所「さくさくワーク」などの市関係部署と連携し、障がいのある人が適性や能力に応じた支援を受けられ、相談内容に応じて適切な相談窓口へ繋げられるよう相談窓口の一層の周知及び支援体制の強化を図ります。

（2）就労移行支援などのサービスにより一般企業への就労を支援するとともに、就職後の様々な課題に対応できるよう就労定着支援事業などの利用促進を図ります。また、佐久圏域障害者就業・生活支援センターほーぷなどと連携し、障がい者雇用の環境整備について働きかけを行います。

2　一般就労の促進

障がい者雇用に関するセミナーやパンフレットを活用し企業に対して、障がい者雇用の事例の紹介や障害者試行雇用事業※（トライアル雇用）、ジョブコーチ※などの制度の周知を行い、障がい者雇用についての理解促進を図ります。

3　福祉的就労の促進

（1）働く意欲のある障がいのある人に対して、その人の適正や能力に応じた支援を行うとともに、福祉的就労の場の確保を促進します。

（2）障がいのある人の働く意欲や工賃の向上につながるよう、障害者就労施設などから優先的に物品などの調達に努めるとともに、自主製品の販路拡大のため、出店の機会の確保や市ホームページでの製品紹介などを行います。

（3）障がいのある人の就労機会、就労の場を創出するため、長野県が発行する「農福連携ガイドブック」や特定非営利活動法人長野県セルプセンター協議会において実施されている農業就労チャレンジ事業などを活用し農福連携についての周知・働きかけを行います。

【基本方針２　地域での自立生活の支援　数値目標】

目標項目	基準値【R４】	中間年度【R８】	目標値【R11】
日中活動の場の拡大（定員数）(注) 1	514人	554人	584人
就労継続支援Ｂ型事業所の月額平均工賃（一人当たり）(注) 2	14,961円	17,000円	19,000円
障がい者就労施設等からの物品等の調達	8,458千円	9,600千円	10,000千円

（注）１　日中活動の場の拡大の対象施設は、地域活動支援センター及び生活介護事業所、就労継続支援A型・B型事業所、就労移行支援事業所です。

（注）２　就労継続支援B型事業所の月額平均工賃については、県が公表している市内事業所の工賃実績に基づき算出しています。

基本方針３　安心して暮らせる地域づくり
基本施策１　人にやさしいまちづくりの推進

これまでの主な取組

○ 誰もが地域で安心して暮らすことができるよう、佐久市都市計画マスタープランの全体構想において、ユニバーサルデザインの都市づくりの方針を示すとともに、公共施設などの新設や改修に際しては、「長野県福祉のまちづくり条例※」（平成７年長野県条例第13号）や「バリアフリー法」に基づき、整備を進めました。

○ 子どもの成育環境の観点から、「子どもにとってより良い環境」の形成に向け、主に子どもが利用する公共施設の整備の際に配慮することが望ましい要素や公共空間の使い方などをまとめた推奨指針「佐久市子ども環境形成ガイドライン」を策定しました。

○ 誰もが安全快適に通行できる歩行空間を確保するため、施設などが集中する市街地の歩道に視覚障がい者誘導用ブロックを設置するとともに、幅員の確保できる歩道では車いすでのすれ違いが可能となるよう整備を行いました。

○ 佐久市社会福祉協議会において「バリアフリーマップ※」の作成・更新を行い、市や関係機関において周知を図ることで、障がいのある人などが安心して外出できる環境整備を行いました。

○ 公共交通体系の見直しを行い、デマンド交通の本格運行を開始しました。車両には、障がいのある人などが乗降しやすいようステップを設置するとともに、障がい者手帳を所持している方などは自宅前などでの乗降を可能とし、障がいのある人の移動手段の拡充を図りました。

○ 障がい者等用駐車場を必要とする方が駐車場を利用しやすくするため、信州パーキングパーミット制度※の周知及び専用区画設置の呼びかけを行いました。

現状と課題

○ 障がいのある人が住みやすいまちとするためには、施設などのバリアフリー化や交通のバリアフリー化を推進し、全ての人にやさしいまちづくりを行う必要があります。

○ ヒアリング調査においても、障がいのある人にとって住みやすいまちをつくるためには、「障がいがあっても外出や活動しやすい環境を整える」ことが必要との回答が多くありました。

○ 引き続き、各種法令などに基づいた公共施設などのバリアフリー化を推進していく必要があります。

○　また、交通のバリアフリー化として、長野県と連携し信州パーキングパーミット制度の周知や市内の協力施設を拡充するとともに、バスやタクシーなどの利用が困難な障がいのある人などがより利用しやすい福祉有償運送事業などを検討していく必要があります。

具体的施策の方向

1　ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりの推進

（1）「ユニバーサルデザイン政策大綱※」を踏まえ、ユニバーサルデザインの理念を生かした誰もが移動しやすく、利用しやすく、分かりやすい都市の形成を目指します。

（2）佐久市社会福祉協議会で作成しているバリアフリーマップについて、市内公共施設のバリアフリー化に関する情報を提供し、より良いバリアフリーマップとなるよう支援するとともに、市ホームページやSNSなどでの周知を行い、バリアフリーマップの利用促進を図ります。

2　公共施設などの整備

公共施設の新設や改修時において、ユニバーサルデザインの考え方に基づく施設のバリアフリー化や「長野県福祉のまちづくり条例」、「佐久市子ども環境形成ガイドライン」などに配慮し、誰もが使いやすい施設となるよう施設整備を推進します。また、サインや多言語表記による分かりやすい案内板や、多目的トイレ、授乳室の整備など、幅広い利用者のニーズに対応可能な設備の導入を検討します。

3　住宅の整備

（1）公営住宅の改修工事においては、居室の段差解消や手すりの設置などを行いバリアフリー化を引き続き推進します。

（2）障がいのある人の居住環境を整備するため、利用者のニーズを把握し、日常生活用具給付事業や住宅改良促進事業の利用を推進します。

4　交通バリアフリー化の推進

（1）「長野県福祉のまちづくり条例」や「バリアフリー法」などの関連法令、規則等に基づき、歩道の整備による歩車道分離や視覚障害者用誘導ブロックの敷設など、 誰もが安心で快適に利用しやすい道路環境の整備を推進します。

（2）市民の交通の安全を確保するため、音響により信号表示の状況を知らせる視覚障がい者用付加装置信号機※などについて、ニーズに応じて関係機関との情報共有や協議を行います。

（３）駐車場整備時においては、「佐久市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」（平成17年佐久市条例第171号）の規定に基づき、施設設置者に対して障がい者用駐車場の設置の指導を行います。また、信州パーキング・パーミット制度について事業主体である長野県や関係部署などと連携し、市内の協力施設の拡充、市民への周知を図ります。

（４）地域における福祉活動の場を利用し障がいのある人に対応した交通安全教育を推進するとともに、市ホームページやSNSなどの様々な媒体を利用し、交通安全に関する情報の周知を徹底し交通安全意識の高揚及び啓発を図ります。

５　移動手段の確保

（１）路線バス、デマンド交通について、障がい者手帳所持者及びその介護同伴者の運賃半額制度や、デマンドワゴンさくっとにおける障がいのある人などの自宅前乗降の実施を継続するとともに、利用者のニーズの把握に努め、利用しやすい公共交通の構築を図ります。

（２）地域生活支援事業の移動支援事業について周知を図るとともに、必要なサービスが提供できるよう体制整備に努め、障がいのある人の社会参加を促進します。

（３）福祉有償運送事業に対するニーズが増加しているため、民間事業者に理解と協力を求め事業の充実を図るとともに、市で実施している外出支援サービス事業のより利用しやすい事業内容について検討します。

（４）市広報紙などにより身体障がい者の自動車運転免許取得・改造費の助成制度の周知を図ります。また、県と連携して、身体障がい者補助犬※給付事業の周知を図るとともに、身体障がい者補助犬に対する市民及び事業者などの理解を深めるようパンフレットなどにより普及啓発を図ります。



デマンドワゴンさくっと本格運行開始式

基本施策２　防犯・防災対策の充実

これまでの主な取組

○　障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、警察や民生児童委員※協議会、防犯指導員会と連携し、チラシの配布や市広報紙、防災行政無線、さくネットなどの様々な媒体による注意喚起を行いました。
○　地域の支え合いによる防災・減災活動を推進するため、令和元年東日本台風の教訓を踏まえた「地域防災マップ」の作成や出前講座の開催、防災士の資格取得促進、防災資機材への補助など、自主防災組織※の体制強化を図りました。
○　災害による避難時に支援が必要な要配慮者※などを把握するため、避難行動要支援者※名簿の整備を進めるとともに、民生児童委員などと連携し、災害時住民支え合いマップ※の作成・更新を行いました。
○　災害時の避難行動や支援者などを、一人ひとりの状況に合わせてあらかじめ定め、関係者間で共有する「個別避難計画」の作成を進めました。
○　避難時に特別な配慮を要する人の避難先として、福祉避難所※の体制整備を図りました。

現状と課題

○　障がいのある人が地域で安心して生活をしていくために、巧妙化する各種犯罪への注意喚起や対応策などを継続して実施していく必要があります。
○　また、ヒアリング調査において、災害発生時の不安要素について聞いたところ、「避難行動や避難した先で介助してくれる人が身近にいるかどうか」や「障がい特性に配慮した避難場所があるかどうか」という回答が多くありました。
○　地域における自主防災組織などによる防災・減災活動を推進するとともに、障がいのある人などの配慮を要する人の避難行動支援の仕組み作りや、避難生活の支援体制の構築など、非常時においても安心した生活が送れる環境整備が必要です。
○　自然災害時や感染症のまん延下にあってもサービスを継続して提供していくため、障害福祉サービス事業所に義務化されたBCP（事業継続計画）※の策定などについて、適正な実施が必要です。

具体的施策の方向

1　防犯対策の充実

防犯意識の向上を図るため、市広報紙、防災行政無線、さくネットやSNSなどを活用した広報活動を行うほか、警察や民生児童委員協議会、防犯指導員会などと連携し、各種犯罪から身を守るための地域における防犯活動を推進します。

２　防災対策の充実

（１）災害時の被害を最小限に留める減災活動として、出前講座や防災資機材の補助などを通じて、自主防災組織の体制強化の支援を行い、地域の支え合いによる災害に強い体制づくりを推進します。

（２）区長会、民生児童委員協議会、佐久市社会福祉協議会などと連携し、市内全域で「個別避難計画」及び「災害時住民支え合いマップ」の作成・更新を推進します。また、各地区において、個人情報に十分配慮しながら、「個別避難計画」や「災害時住民支え合いマップ」を活用し、地域住民の協力による地域での要配慮者の見守りや安否確認、災害に備えた避難訓練などを促進することで、平常時からの支え合いの体制構築を図ります。

（３）災害時に支援を必要とする方の名簿である避難行動要支援者名簿について、更新を行うとともに、難病患者などを名簿に加え災害時の地域支援に役立てます。

（４）障がいのある人などの要配慮者を対象とした福祉避難所の運営体制の充実を図るため、福祉避難所の合理的な設置や、開設・運営訓練などを実施します。また、総合防災訓練や自主防災組織における防災訓練への障がいのある人の参加促進に努めます。

（５）浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の障害福祉サービス事業所において、避難確保計画の作成・見直しや、避難確保計画に基づく避難訓練が、適正に実施されるよう努めます。また、感染症や災害が起こった場合でも継続的に福祉サービスを提供できる体制を作るために、関係機関と連携し、障害福祉サービス事業所におけるBCP（業務継続計画）の整備・充実を図ります。



地域の防災・減災について（出前講座受講の様子）



就労継続支援Ｂ型事業所での避難訓練の様子

【基本方針３　安心して暮らせる地域づくり　数値目標】

目標項目	基準値【R４】	中間年度【R８】	目標値【R11】
信州パーキング・パーミット制度の利用証交付件数（年間）	379件	400件	463件

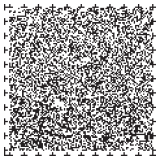
基本方針４　総合的な支援体制の充実
基本施策１　相談支援体制の充実

これまでの主な取組

○　多様化する障害福祉サービスのニーズに対応するため、17事業所を相談支援事業所として指定（うち12事業所は指定障害児相談支援事業所を併設）し、計画相談支援や地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援などの各種相談支援事業を行っています。
○　指定相談支援事業所などとの連携体制の強化・相談支援専門員の資質の向上を図るため、令和元年度から事業所連絡会を開催し学習会や課題検討を行いました。
○　佐久広域連合障害者相談支援センターにおいて、主任相談支援専門員と連携し、指定相談支援事業所訪問や人材育成の取組を行いました。
○　障害者自立生活支援センターと連携し、障がい者向け講座などの周知を図るとともに、講座参加者の参加時の情報などの共有を図り、その後の円滑な支援に繋げています。
○　精神障がいをはじめとしたピアサポーターの活動促進のため、佐久広域連合障害者相談支援センターや医療機関と連携し、ピアサポーターの養成や活躍の場の拡大についての検討を行いました。

現状と課題

○　近年の社会情勢の変化などに伴い、障がいのある人やその家族が抱える生活課題や支援ニーズは多様化・複雑化してきています。
○　ヒアリング調査においては、「どんな時に、どこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」や「一か所で様々な相談に対応してほしい（相談窓口の一本化）」との回答が多く、分かりやすい相談窓口の周知や包括的に相談が受け止められる体制の整備が求められています。
○　ニーズの多様化に対応するため、指定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所の拡充や相談支援専門員の資質の向上を図るとともに、障害福祉サービス事業所との連携体制を構築していく必要があります。
○　また、障がいのある人やその家族が抱える課題の複雑化・複合化に対応するため、複数の関係部署にまたがるような相談に対しても、包括的な相談支援が行えるよう組織横断的な相談体制の整備を進める必要があります。



具体的施策の方向

1　包括的相談支援体制の整備

（1）障害福祉サービス利用者の増加や多様化するニーズに対応するため、指定相談支援事業所及び障害児相談支援事業所の拡充を推進するとともに、地域移行支援、地域定着支援実施事業所の拡充を図ります。

（2）個人や世帯が抱えている課題が複雑化・複合化する中、障がいのある人やその家族が抱える様々な課題を包括的に受け止められる相談支援体制の構築、ニーズに合った適切な福祉サービスの提供、支援を必要とする人に確実に提供できる体制の構築などにより、「重層的支援体制」の整備を図ります。

2　相談を行う人材の育成と確保

（1）佐久広域連合障害者相談支援センターや主任相談支援専門員と連携し、相談支援専門員の研修の機会などを確保するとともに、事業所訪問や事例検討などを通じて相談支援専門員の資質の向上を図ります。

（2）佐久広域連合障害者相談支援センターや医療機関などの関係機関と連携し、引き続き精神障がいをはじめとしたピアサポーターなどの障がい特性に応じた支援を行う人材の育成を図るとともに、活躍の場の拡大を推進します。



基本施策２　療育・保育・教育の充実

これまでの主な取組

○　令和４年４月から療育支援センターに相談支援事業所を設置し、児童のサービス等利用計画の作成を行える体制整備を図るとともに、公認心理師等を配置するなどし、相談支援体制の強化を図りました。

○　乳幼児健康診査の高受診率を維持するとともに、所見が見られた場合には、個々の状況に合わせて、のびのび広場や子育てママさんサポート事業、いきいき相談、元気っ子クラブ、はぐくみ相談などの各種相談事業に繋げ、早期発見・早期療育体制を推進しました。

○　障がいのある子どもの幼稚園、保育所などへの入園に際しては、佐久市療育支援センターや保健師などと児童についての情報共有を図るとともに、入園後もはぐくみ相談を積極的に活用し、必要に応じて加配保育士を配置するなど、幼稚園、保育所などでの療育支援の充実を図りました。

○　成長に伴い、相談先が変わっていく中で、地区の担当保健師は常に繋がりをもって伴走していく存在として支援にあたるとともに、令和元年にサポートブック「虹のかけはし」をリニューアルし、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図りました。

○　学校生活で特別な配慮が必要と思われる子どもについては、市教育委員会の就学支援委員会専門員が各保育所などを訪問し、就学前の相談などを実施するとともに、「プレ支援シート」を作成し、幼稚園、保育所などと小学校間で就学時の相談や学校生活の支援についての情報共有を図り、適切な就学支援の充実を図りました。

○　居住する地域の小中学校に入学を希望する医療的ケア児の受入のため、「佐久市立小・中学校における医療的ケア実施に関するガイドライン」を作成し、学校での受け入れ態勢の充実に努めました。

現状と課題

○　乳幼児健康診査で発達の気になる点があるなど、障がい者手帳を所持していなくても支援を必要とする子どもの増加に伴い、子どもに関する相談件数が年々増加するとともに、障がいの重度化・多様化に伴い、個別の状況に合わせたより丁寧な支援が必要です。

○　また、就学後は相談先が不明確になることも多く、関係機関との連携が難しいといった状況や障がいの有無に関わらず多様な特性をもつ児童生徒が増えていることから、就学支援のフォローアップを行うことも必要です。

○　就学前、学齢期、卒業、就職などライフステージが変わっても切れ目ない支援を講じていくため、関係機関との連携を一層強化していくとともに、専門職の育成や加配保育士の人材確保などにより、療育支援体制の充実を図る必要があります。

○　特別な配慮を要する児童生徒は増加傾向にあり、就学支援委員会専門員への相談件数も増加し、相談内容も多様化していることから、関係機関との連携を強化するとともに、支援体制の充実を図る必要があります。

○　医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加する中、令和３年９月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和３年法律第81号）が施行され、地方公共団体においても医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充などを図ることが求められており、保育所、学校などでの受け入れ態勢の充実や医療的ケアを行う看護職員の確保に取り組む必要があります。

具体的施策の方向

１　療育支援体制の整備

（１）佐久市療育支援センターの体制整備を図り、きめ細やかな相談支援を行います。また、地域の中核的支援機関として、障がい児を支援する関係機関への援助及び助言を行う児童発達支援センターの体制整備に努めます。

（２）障がい児の健やかな育成のため、医療機関、幼稚園、保育所、学校、障害福祉サービス事業所、関係機関、市関係部署などとの連携を強化するとともに、伴走型支援を行っていくために専門職の育成に努め０歳から18歳までの切れ目のない一貫した相談支援を行います。

（３）幼稚園、保育所などに通う障がい児に対して、集団生活の適応のための専門的支援を行う保育所等訪問支援やはぐくみ相談を活用し、療育支援の充実に努めます。

２　障がいの早期発見・早期療育体制の充実

（１）乳幼児健康診査の必要性の周知を行い、健康診査の高受診率を維持していくよう努めるとともに、適切な時期に子どもの発育や発達を確認することで疾病、障がいなどの早期発見を図り、障がいの種別や程度に応じた適切な療育の実施に努めます。

（２）障がい児とその保護者を支援するため、医療機関や関係部署との連携を強化するとともに、支援に携わる専門職の育成に努め、早期発見、早期療育体制の充実を図ります。

（３）障がい児とその保護者の多様化するニーズを慎重に見極めながら、専門職や関係機関での情報共有を綿密に行い、一貫した支援を行います。

3　療育支援の充実

（1）幼稚園、保育所などでの療育支援を充実するため、さく発達相談支援センター※をはじめとする関係機関との連携をより強化するとともに、障がい児を担当する保育士の研修体制の充実を図ります。

（2）医療的ケア児や重症心身障害児がより身近な地域で療育が受けられるよう、医療機関、障害福祉サービス事業所、関係機関、市関係部署などと連携を密にし、総合的な地域療育機能の強化を図ります。

（3）ライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため、サポートブック「虹のかけはし」を周知し、更なる活用を図ります。また、成長に伴い、相談先が変わっても支援関係者に情報が伝わりやすくなるよう、関係部署と連携し、内容の充実を図ります。

4　就学前保育の充実

（1）障がい児保育の対象児の受け入れ体制を整備し、保育士や看護職員の確保に努めます。また、保育士の補助をする人材の確保などにより、総合的な受け入れ態勢の充実を図ります。

（2）障がい児の状態に合わせた適切な保育指導を行うため、保育士の研修体制の充実と連絡会議などによる関係部署との連携を強化し、支援の充実を図ります。

5　特別支援教育体制の充実

（1）支援を必要とする幼児、児童生徒の個々の状況を把握し、より適正な就学支援ができるよう、幼稚園、保育所、小中学校、特別支援学校などの関係機関における情報の交換や共有を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を推進します。

（2）障がいなどにより、特別な配慮を要する児童生徒の状況に応じた、特別支援教育支援員※の配置に努めるとともに、支援員の資質向上のため、研修会を開催し、特別支援教育への理解を深め、より実践的な内容を学べる機会の充実を図ります。

（3）幼稚園、保育所、小中学校、特別支援学校などの関係機関の連携を図るとともに、「プレ支援シート」「個別の教育支援計画※」を作成・活用し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を推進します。また、中学校区教育推進委員会においては、きめ細かな情報交換を実施し、必要に応じて早期対応などにより、小中学校のスムーズな接続に努めます。

（4）児童生徒の就学後においても障がいの状態の変化などに応じて、適切な特別支援教育が行われるよう、学校と連携しながら、就学支援委員会専門員などによる就学支援のフォローアップの充実を図ります。また、特別支援学校などとも連携する中で、副学籍制度の利用促進や、教職員の「インクルーシブ教育」への共通理解を図るとともに、特別支援教育にかかる研修などの充実に努めます。

（5）居住する地域の小中学校に入学を希望する医療的ケア児の受入のため、「佐久市立小・中学校における医療的ケア実施に関するガイドライン」に基づき、学校での受け入れ体制や支援の充実を図るとともに、関係機関とも連携する中で、医療的ケアを行う看護職員の確保に努めます。

【基本方針４　総合的な支援体制の充実　数値目標】

目標項目	基準値【R４】	中間年度【R８】	目標値【R11】
相談支援専門員の人数	41人	43人	45人

基本方針５　社会参加の促進
基本施策１　保健・医療サービスの充実

これまでの主な取組

○ 健康の維持・増進のため、特定健診の受診率や特定保健指導※実施率の向上を図るとともに、健康教室などの運動による健康増進、ヨガやバードウォッチングなどと組み合わせた森林セラピーツアーによる心身のリフレッシュや癒しの場の提供などを通じ、市民の健康増進を図りました。

○ 全身の健康管理において重要である歯科保健を推進するため、希望者宅や障がい者施設での歯科健診や歯科相談・指導を実施するなどの支援を行い、健康管理の向上を図りました。

○ 誰も自殺に追い込まれることのない佐久市の実現を目指し、第二次佐久市自殺対策総合計画を策定しました。

○ 心の健康づくり講座やゲートキーパー養成講座を通し、精神疾患、発達障がい、こころの健康などについて正しい理解や知識の普及啓発を図るとともに、保健指導の実施や心といのちの支援相談員の設置、デイケアなどによる相談支援体制の充実を図りました。

○ 障がいのある人の社会復帰支援として、佐久広域連合障害者相談支援センターや医療機関、相談支援専門員などの関係機関と連携し、個々の状況に応じた支援を行うとともに、自立生活に向けた自立訓練などの利用促進を図りました。

○ 精神障がい者が、地域の一員として自分らしく安心して暮らすために、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保されたシステムの構築に向けて、保健・福祉関係者による協議を実施しました。

現状と課題

○ 障がいのある人が地域で心身共に健康で安心して生活するためには、疾病などの予防や、早期発見・早期治療を行っていくことが必要です。

○ 生活習慣病予防及び介護予防のため、「医療機関を受診していても健診が必要」との認識を広め、健診受診率の向上を図るとともに、地域と連携し運動や食生活改善による健康増進の取組を推進していく必要があります。

○ 第二次佐久市自殺対策総合計画における重点施策は「子ども・若者」「勤務・経営」「生活困窮者」「高齢者」の４項目であり、第一次計画で施策を展開してきた「無職者・失業者」も含め、これらの支援群に対する施策を充実させる必要があります。

○　引きこもりの方への継続した訪問支援と家族支援が必要であるため、地区担当保健師や関係機関が連携して関わることが重要ですが、引きこもりに関する相談に対応する相談機関が少なかったり、引きこもりの状況を把握しづらかったりするのが現状です。

○　また、精神疾患や発達障がいを理由として障がい者手帳を取得する方が増加しており、精神障がい者の社会復帰や地域生活の支援として、精神保健福祉及び精神障がい者に対する正しい理解の普及啓発や障がいのある人を地域全体で支える体制の構築を進めていく必要があります。

具体的施策の方向

1　健康づくりの推進

（1）生活習慣病予防のため、定期的に医療機関を受診していても、健診が必要といった認識などの普及啓発を行うとともに、受診率の向上を目指し、特定健診、特定保健指導※を推進します。

（2）森林セラピーロードを利用したメニューの充実やウォーキング活動の普及など、運動の習慣化による健康増進を更に推進します。

（3）地域における健康づくり活動の担い手である保健補導員※や食生活改善推進員※など地区組織の育成を図ります。また、民生児童委員などへ向けた健康に関する研修会を充実し、心身ともに健康で暮らせるよう、地域での相談支援体制と健康づくり体制の強化を図ります。

（4）歯科健診の機会の少ない障がい児（者）の、歯やお口の健康に関する生活習慣の改善を図るため、障がい者施設における歯科相談・指導の実施や県の在宅重度心身障がい児（者）訪問歯科健診等事業の活用などにより、口腔に関する相談や歯科受診の支援を行います。

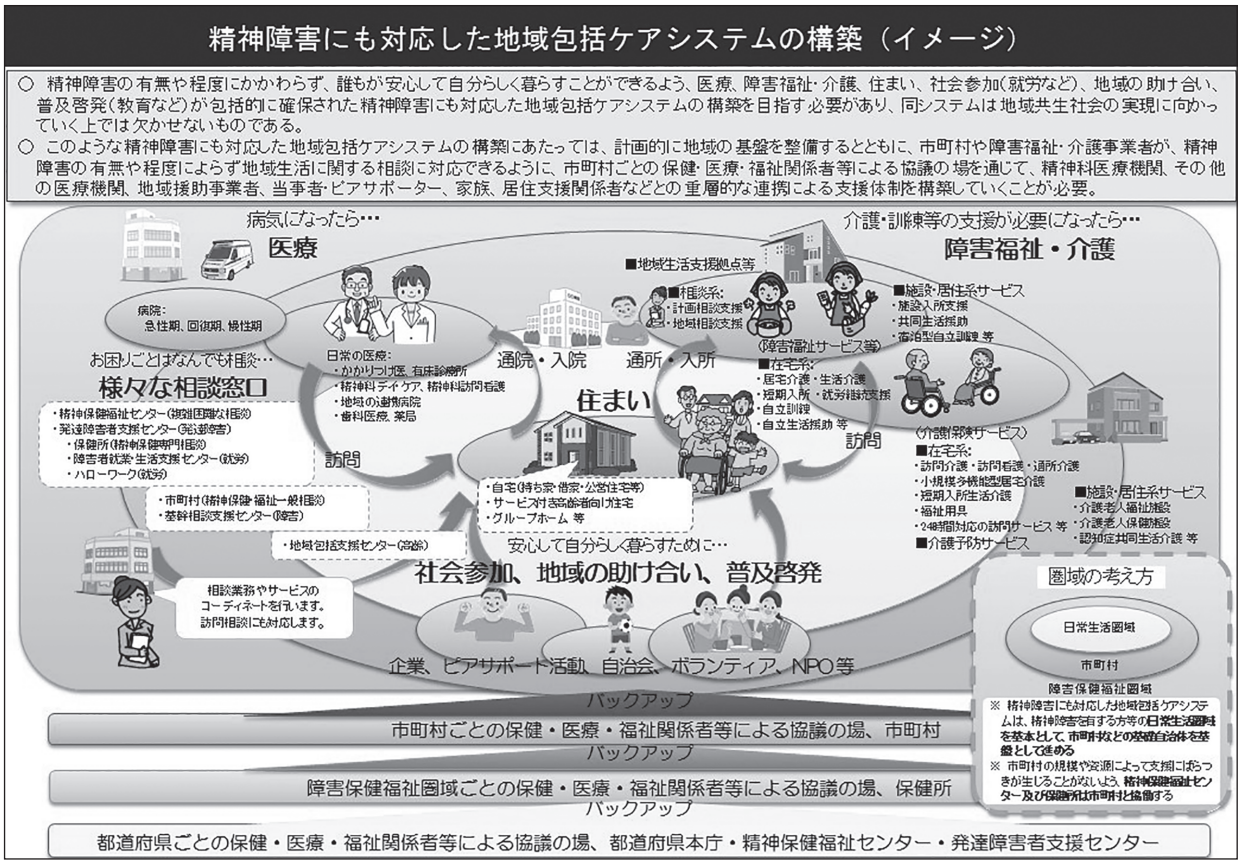
（5）生活就労支援センターまいさぽ佐久市などの関係機関や関係部署と連携し、引きこもりの状況にある障がいのある人やその家族に必要な支援が届けられるよう、能動的な状況把握に努めるとともに、面談や訪問による相談支援を行い、適切な支援に繋げます。

2　精神保健福祉の充実

（1）精神疾患、発達障がい、こころの健康づくりなどについて正しい理解や知識の普及啓発を図るとともに、ゲートキーパー養成研修会を開催し、自殺予防に関わるゲートキーパーの養成を推進します。また、社会復帰訓練事業（デイケア）やこころのケア事業（音楽療法）などの精神保健の推進を図るとともに、相談窓口の充実や周知を図ります。

（2）精神障がい者の社会復帰を支援するため、佐久広域連合障害者相談支援センター、医療機関、相談支援専門員、障害福祉サービス事業所などと連携して、就労定着支援や自立訓練などの障害福祉サービスの利用促進を図るとともに、地域定着支援、地域移行支援の充実を図ります。

（3）精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、佐久広域連合障害者相談支援センターや医療機関、当事者会、家族会などとの協議の場を設置し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。



精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

出典：厚生労働省ホームページ

基本施策２　スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動の振興

これまでの主な取組

○　県及び関係団体などと連携し、障がい者スポーツ大会や障がい者スポーツ教室の情報を周知するとともに、障がいのある人の体育施設の使用料免除や施設のバリアフリー化を進めることで、スポーツなどを通じた障がいのある人の社会参加を促進しました。

○　「あすチャレスクール」を市内小中学校で開催し、元パラアスリートとのパラスポーツ体験や講話を通して、障がいについての学習や気づきの機会を提供するとともに、障がい者スポーツに親しむ環境整備を図りました。

○　佐久市障害者自立生活支援センターにおいて、障がいのある人が地域で生きがいを持って活動的に生活するため、料理教室・運動教室などの講座・教室を開催するとともに、「誰かとおしゃべりをしたい」「静かにのんびり過ごしたい」など、気軽に過ごせる居場所として、令和５年４月からオープンスペースを併設しました。

○　障がいのある人の文化芸術活動の発表の場として、障がい者福祉展を市民総合文化祭と同時開催しました。

現状と課題

○　障がいのある人が地域で生きがいをもって生活が送れるよう、スポーツ、文化芸術、レクリエーションなど様々な活動に参加しやすい環境づくりの促進が必要です。

○　ヒアリング調査においても、「旅行・ハイキング」といったアウトドア活動をはじめ、「映画・音楽鑑賞」や「趣味を生かしたサークル活動」、「同じ障がいがある人との交流」など様々な活動への参加意向があることが分かりました。

○　障がいのある人の社会参加を促進するため、障がい者スポーツ大会や障がい者向けの文化活動講座などの情報の周知を継続して行うとともに、体育施設などのバリアフリー化や誰でも気軽に「集い・学び・結ぶ」ことができる事業を検討し、様々な活動に参加しやすい環境を整備していくことが必要です。

具体的施策の方向

１　スポーツ・レクリエーション活動の支援による社会参加の促進

（１）サンスポート佐久※や障がい者団体などと連携し、障がい者スポーツ大会や障がい者スポーツ教室により多くの障がいのある人が参加できるよう引き続き支援し、スポーツを通じて障がいのある人の社会参加を促進します。

（2）2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを継承していくため、障がい者スポーツの体験ができる「あすチャレスクール」の実施校の拡充や、気軽に障がい者スポーツに携われる機会の創出に努め、障がい者スポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。
（3）障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動を促進するため、体育施設使用料の免除を継続するとともに、施設の改築時などにあわせてバリアフリー化を進めるなどの環境整備を推進します。
（4）佐久市障害者自立生活支援センターにおいて、料理教室・運動教室などの講座・教室を開催するとともに、気軽に立ち寄ることのできる居場所として開設したオープンスペースの活用を図ります。

2　指導員の養成とボランティアの参加促進
（1）障がいの状態に応じて楽しめるスポーツの普及が図れるよう、サンスポート佐久などと連携し障がい者スポーツ指導員の養成・確保に努めるとともに、障がい者スポーツに関する情報の周知を行います。
（2）サンスポート佐久、ボランティアセンターなどと連携し、イベント、講習会などでボランティアへの理解を深めボランティアの養成を図ります。また、佐久市スポーツ協会やスポーツ推進員、市内の大学などへ理解と協力を求め、新たなボランティアの参加促進を図ります。

3　文化芸術活動の振興
（1）誰もが気軽に「集い・学び・結ぶ」ことができる公民館活動を推進するため、公民館事業でのアンケート調査の実施内容を見直し、幅広いニーズの把握に努め、障がいのある人もない人も参加しやすい事業を推進します。
（2）文化芸術活動の場の情報提供を市民に対して広く行うとともに、ポストコロナ時代の変化を踏まえた参加しやすい環境づくりに努めます。また、障がいのある人や福祉施設による販売・展示などを通して市民との交流を図る機会を創出し、障がいのある人の文化芸術活動への参加を支援します。
（3）佐久市障害者自立生活支援センターや障がい者団体などと連携し、障がいのある人が参加しやすい講座や教室を企画するとともに、市ホームページ、市広報紙などにより周知を行い、より多くの人が気軽に参加するきっかけづくりを進めます。

【基本方針５　社会参加の促進　数値目標】

目標項目	基準値【R４】	中間年度【R８】	目標値【R11】
「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる協議の場」への参加機関数	３機関	７機関	９機関

第三次佐久市障がい者プラン　数値目標（再掲）

基本目標	基本方針	目標項目	基準値【R４】	中間年度【R８】	目標値【R11】
1	1	佐久市登録手話通訳者数	18人	19人	21人
1	1	佐久市登録要約筆記者数	15人	16人	18人
2	2	日中活動の場の拡大（定員数）(注) 1	514人	554人	584人
2	2	就労継続支援Ｂ型事業所の月額平均工賃（一人当たり）(注) 2	14,961円	17,000円	19,000円
2	2	障がい者就労施設等からの物品等の調達	8,458千円	9,600千円	10,000千円
2	3	信州パーキング・パーミット制度の利用証交付件数（年間）	379件	400件	463件
2	4	相談支援専門員の人数	41人	43人	45人
3	5	「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる協議の場」への参加機関数	３機関	７機関	９機関

（注）１　日中活動の場の拡大の対象施設は、地域活動支援センター及び生活介護事業所、就労継続支援A型・B型事業所、就労移行支援事業所です。

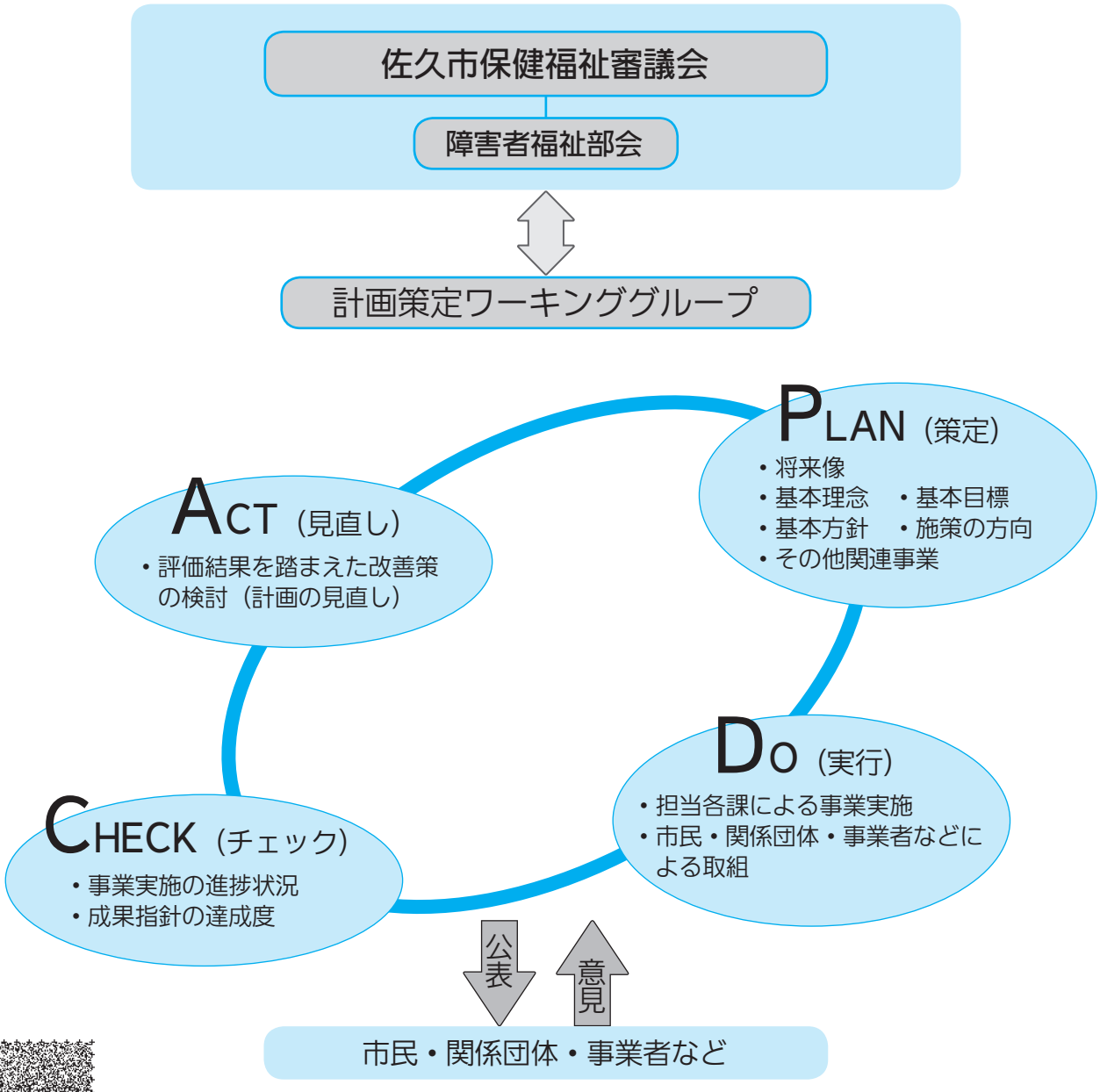
（注）２　就労継続支援B型事業所の月額平均工賃については、県が公表している市内事業所の工賃実績に基づき算出しています。

第６章　計画の推進と評価体制

障がい者福祉に関する施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっており、その理念を具体化し、施策を展開していくためには、様々な団体や組織、そして市民の参画が不可欠です。そのため、市民と行政の連携を一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向け取り組んでいきます。

本計画の成果に対する評価については、障がい者やその家族、関係団体との意見交換を行うとともに、策定機関である「佐久市保健福祉審議会」「佐久市保健福祉審議会障害者福祉部会」において進捗状況を踏まえて、中間年度と必要に応じて点検し、評価を行います。

〇計画の推進と評価体制



資料編

1　計画策定の経過

（1）審議組織

佐久市保健福祉審議会　　（敬称略）

	氏名	役職名等	任期
会　長	堀内　ふき	佐久大学学長	
副会長	小平　　實	佐久市民生児童委員協議会会長	
委　員	山田　啓顕	長野県弁護士会佐久在住会代表	
	和田　裕一	佐久福寿園理事長	～R６.1.13
	渡辺かおり	ケイジン地域ケアセンター中込管理者	R6.1.30～
	雨宮　雷太	佐久医師会会長	
	土屋　俊英	佐久歯科医師会副会長	
	今牧　健之	佐久薬剤師会会長	
	黒沢　知博	佐久市学事職員会中佐都小学校長	
	柳澤　本樹	佐久市区長会会長	
	荒井　　孝	佐久保健福祉事務所副所長	
	渕上　瑞江	佐久児童相談所所長	
	小林　光男	佐久市社会福祉協議会会長	
	両澤　正子	佐久市民生児童委員協議会主任児童委員部会部会長	
	菊原　長子	佐久市保健補導員会副会長	
	山田美登里	佐久市更生保護女性会監事	～R６.1.13
	倉澤　庸子	佐久市更生保護女性会会員	R6.1.30～
	草間　信子	国際ソロプチミスト佐久理事	
	土屋　浪子	佐久人権擁護委員協議会委員	
	柳澤　四郎	佐久市身体障害者福祉協会副会長	～R６.1.13
	小林　壽夫	佐久市身体障害者福祉協会会長	R6.1.30～
	廣田　典昭	緑の牧場学園施設長	
	鷹野　禮子	佐久市保育協会小雀保育園顧問	～R６.1.13
	鷹野　正子	佐久市保育協会岸野保育園保育アドバイザー	R6.1.30～
	林　さと美	私立幼稚園園長会代表カトリック幼稚園副園長	～R６.1.13
	関川　ゆり	私立幼稚園園長会浅科幼稚園園長	R6.1.30～
	吉岡　由美	長野県栄養士会佐久支部副支部長	
	桜井美智子	佐久市シニアクラブ連合会女性部長	
	白石　奈美	佐久市PTA連合会会長	～R６.1.13
	佐々木将臣	佐久市PTA連合会副会長	R6.1.30～

佐久市保健福祉審議会障害者福祉部会　（敬称略）

	氏名	役職名等	任期
委　員	廣田　典昭	緑の牧場学園施設長	
	宇佐見みどり	NPO法人ウィズハートさく 共同生活援助事業管理者	
	山田　啓顕	長野県弁護士会佐久在住会代表	
	工藤　享良	佐久市区長会副会長	
	小平　　實	佐久市民生児童委員協議会会長	
	山田美登里	佐久市更生保護女性会監事	～R６.1.13
	倉澤　庸子	佐久市更生保護女性会会員	R6.1.30～
	草間　信子	国際ソロプチミスト佐久理事	
	柳澤　四郎	佐久市身体障害者福祉協会副会長	～R６.1.13
	小林　壽夫	佐久市身体障害者福祉協会会長	R6.1.30～
	黒澤　奈々	長野県小諸養護学校PTA副会長	～R６.1.13
	山下志保美	長野県小諸養護学校PTA副会長	R6.1.30～
	吉田　直美	佐久商工会議所女性会副会長	

（2）策定の経過

◆審議会

開催日	開催審議会等	審議内容等
令和５年７月25日	佐久市保健福祉審議会	諮問、骨子案審議
令和５年８月21日	佐久市保健福祉審議会 障害者福祉部会	骨子案審議
令和５年11月９日	佐久市保健福祉審議会 障害者福祉部会	素案審議
令和６年１月30日	佐久市保健福祉審議会	最終案審議
令和６年２月14日	佐久市保健福祉審議会	答申

◆佐久市議会

開催日	開催審議会等	審議内容等
令和５年12月12日	市議会全員協議会	素案説明

◆ヒアリング、パブリックコメント

開催日	実施状況	内容等
令和５年５月31日	ヒアリング調査	市内事業所を利用している障がいのある人とその家族、特別支援学校保護者などに対して、アンケート形式でヒアリング調査を実施
令和５年９月22日 ～10月６日	パブリックコメント	骨子案について ・提出意見　1名（13件）
令和５年12月15日 ～令和６年１月14日	パブリックコメント	素案について ・提出意見　なし

◆庁内・関係機関

開催日	開催会議	会議内容
令和５年４月25日	庁内協議	計画の概要協議
令和５年７月14日	庁内・関係機関協議	骨子案概要協議
令和５年８月３日	庁内・関係機関協議	骨子案内容協議
令和５年８月23日	企画調整幹事会	骨子案審議
令和５年９月６日	企画調整委員会	骨子案審議
令和５年10月16日	庁内・関係機関協議	素案内容協議
令和５年11月22日	企画調整幹事会	素案審議
令和５年11月28日	企画調整委員会	素案審議

2　統計データ

人口の推移　（人）

区分	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
総数	98,867	98,696	98,560	98,317	97,950
年少人口 （14歳以下）	12,661	12,555	12,521	12,360	12,263
生産年齢人口 （15歳～64歳）	56,443	56,100	55,720	55,443	55,155
老年人口 （65歳以上）	29,763	30,041	30,319	30,514	30,532

各年４月１日現在（資料：住民基本台帳）

障がい者手帳所持者数の推移　（人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
身体障害者手帳	4,188	4,188	4,140	4,102	4,065
療育手帳	911	907	956	974	991
精神障害者 保健福祉手帳	970	1,079	1,108	1,164	1,288

各年度３月31日現在（資料：福祉課）

〔身体障がい者の状況〕

身体障害者手帳所持者数（障がい等級別）　（人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
重度 （１級・２級）	1,499	1,504	1,485	1,440	1,454
中度 （３級・４級）	1,813	1,807	1,787	1,790	1,726
軽度 （５級・６級）	876	877	868	872	885

各年度３月31日現在（資料：福祉課）

身体障害者手帳所持者数（障がい部位別）　（人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
視覚・聴覚・平衡・音声・言語	972	993	1,025	1,064	1,082
肢体不自由	2,090	2,044	1,993	1,930	1,850
内部障がい	1,126	1,151	1,122	1,108	1,133

各年度３月31日現在（資料：福祉課）

身体障害者手帳所持者数（年齢区分別）　（人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
18歳未満（障がい児）	77	78	87	83	79
18歳以上（障がい者）	4,111	4,110	4,053	4,019	3,986

各年度３月31日現在（資料：福祉課）

〔知的障がい者の状況〕

療育手帳所持者数（障がい程度別）　（人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
重度（A１）	296	316	301	308	315
中度（A2・B1）	304	276	318	317	316
軽度（B2）	311	315	337	349	360

各年度３月31日現在（資料：福祉課）

療育手帳所持者数（年齢区分別）　（人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
18歳未満	165	172	173	175	178
18歳以上	746	735	783	799	813

各年度３月31日現在（資料：福祉課）

〔精神障がい者の状況〕

精神障害者保健福祉手帳所持者数（障がい等級別）　（人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
１級	414	461	473	497	541
２級	446	500	528	546	603
３級	110	118	107	121	144

各年度３月31日現在（資料：福祉課）

〔難病患者の状況〕

特定疾患・小児慢性特定疾患医療受給者数　（人）

区分	平成30年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
特定医療費（指定難病）受給者証所持者	1,623	1,701	1,849	1,842	1,867
小児慢性特定疾病医療受給者証所持者	196	181	249	202	182

佐久保健所管内の統計値　各年度３月31日現在（資料：佐久保健所）

3　障害福祉サービスの概要

1　障害者総合支援法及び児童福祉法によるサービス

障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障がい者などが自立した日常生活・社会生活を営むことが出来るよう、障がいの種別などに関わらず、共通の制度により福祉サービスや公費負担医療を提供するもので、障害者総合支援法による総合的な支援は、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。また、18歳未満の障がい児については、これに加えて児童福祉法による福祉サービスの提供を受けることもできます。



2　自立支援給付対象サービス

（1）訪問系サービス

◆訪問系サービス内容

区分	サービス名	サービス内容
介護給付	居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などのほか、調理、洗濯及び掃除などの家事の援助を行います。また、通院などの介助も行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい、もしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報提供（代筆・代読を含む）、移動の援護などの外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危機を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

（2）日中活動系サービス

◆日中活動系サービス内容

区分	サービス名	サービス内容
介護給付	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間において、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練)	一定期間、理学療法などのリハビリテーションや生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	自立訓練 (生活訓練)	一定期間、入浴や排せつ、食事などに関する自立した日常生活を営むために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型)	一般企業などでの就労が困難な人のうち、適切な支援により雇用契約に基づき就労することが可能な方に、雇用して就労する場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (B型)	雇用契約に基づく就労が困難である方に、働く場を提供するとともに、生産活動を通して、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した方に、企業や関係機関との連絡調整などを行うとともに、就労に伴い生じる生活面の課題解決に向けて必要な支援を行います。

（3）居住系サービス

◆居住系サービス内容

区分	サービス名	サービス内容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	自立生活援助	ひとり暮らしをしている方に、定期的な居宅訪問や随時の相談対応により、地域生活に必要な支援を行います。
	共同生活援助 （グループホーム）	共同生活を行う住居で、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

（4）相談支援

◆相談支援サービス内容

サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスなどの申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者などとの連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービスなどの利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者との連絡調整などを行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設などを退所する障がい者、児童福祉施設を利用する18歳以上の方などを対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者などを対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

（5）補装具費の支給

◆補装具費の支給内容

サービス名	サービス内容
補装具費の支給	補装具を必要とする身体障がい者などに購入費や修理費の給付を行います。

3　障がい児支援サービス

障がいのある子どもが、心身ともに健やかに育成され、可能な限り身近な地域で必要な支援が受けられるよう必要なサービスの提供を行っています。

◆障がい児支援サービス内容

サービス名	サービス内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対して、施設において、日常生活における基本的な動作の助言、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能に障がいがあり、理学療法などの機能訓練や医療的管理下での支援などが必要と認められた児童に対して、児童発達支援などを行います。
放課後等デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や休業日に施設において、生活能力の向上のための訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がい児に対して、訪問により、保育所などにおける集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所などの安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児に対して、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの発達支援を行います。
福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の助言、知識技能の付与を行います。
医療型障害児入所施設	障害児入所施設または指定医療機関に入所などをする障がい児に対して、保護、日常生活の助言、知識技能の付与及び治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障がい児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者などとの連絡調整を行うとともに、障がい児支援利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービスなどの利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者との連絡調整などを行います。

4　地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害福祉サービスやその他のサービスを利用しつつ、地域で生活する障がい者のニーズを踏まえ、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じ柔軟に実施することにより、効率的・効果的な取組を可能とする事業です。

◆地域生活支援事業の内容

事業名	事業内容
相談支援事業	障がい者、障がい児の保護者または障がい者などの介護を行っている人からの相談に応じて、必要な情報の提供、助言などを行うとともに、権利擁護のための必要な援助を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者などに、手話通訳者または要約筆記者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付事業	重度障がい者などに対して、自立生活支援用具などの日常生活用具の給付と住宅改修費の助成を行い、日常生活の支援を推進します。
移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者などについて、外出のための支援を行い、地域での自立生活及び社会参加の促進を図ります。
地域活動支援センター（機能強化事業）	障がい者などの日中活動の場として、創作的活動や生産活動へ参加する機会、社会との交流などの機会の提供を行い、地域生活支援の推進を図ります。
訪問入浴サービス事業	重度身体障がい者に対し、訪問による入浴サービスを行い、重度身体障がい者の心身の健康を増進するとともに、家庭介護の負担の軽減を図ります。
日中一時支援事業	障がい者などの日中における活動の場を確保することにより、障がい者などの家族の就労支援及び障がい者などを日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

5　その他事業

障害者総合支援法による自立支援給付や地域生活支援事業のほか、障がい者やその家族を支援するための各種事業を行っています。

◆その他事業の内容

事業名	事業内容
心身障害児（者） タイムケア事業	家庭で一時的に介護ができない場合の介護の提供（年間300時間限度）を行います。
重度障害者介護 用品給付事業	低所得世帯で在宅の寝たきり障がい者を介護している家族に、介護用品の給付を行います。
障害（児）者等 自立生活体験事業	地域生活への移行に必要な自活能力などの向上を図るための宿泊体験を行います。
障害者外出支援 サービス事業	低所得世帯で公共交通機関の利用が自分でできない障がい者への外出支援を行います。
粗大ごみ収集支援	障がいにより、粗大ごみの搬出が困難な世帯に対し収集支援を行います。
重度障害者介護 給付費助成事業	障がい者がデイサービスの提供を受けやすいよう施設に対する助成を行います。
心身障害児（者）通所 通園費等推進事業	施設入・通所者の介護者などが面会などで有料道路を使用した場合の補助を行います。
住宅改良促進事業	地域生活を支援するため、住居のバリアフリー化などへの補助を行います。

4　用語解説

	用　　語	解　　説
あ	一般就労	一般企業などで雇用契約に基づき就業したり、在宅就労すること
	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと
	SPコード	紙に書かれた情報をデジタル化したQRコードに似た正方形状のもの。専用の読み取り機を使えば、音声などにより出力することが可能
か	教育支援計画	福祉、医療などの関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点に立って、一貫した的確な教育的支援を行うために、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりについて作成した計画
	合理的配慮	障がい者が日常生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、過度の負担にならない範囲で状況に応じて行われる配慮
さ	サービス等利用計画	相談支援専門員が作成する障害福祉サービスの利用者を支援するための総合的な支援計画
	災害時住民支え合いマップ	災害時などに支援が必要な高齢者や障がい者などの要配慮者を避難誘導するために、地域の支援者や避難所など社会資源の情報をマップ（地図）にしたもの
	佐久圏域障害者就業・生活支援センター	就業支援ワーカー、生活支援ワーカーが障がい者の就業相談、日常生活上の相談支援などを行う。（国・県事業）
	佐久広域連合障害者相談支援センター	佐久圏域に住んでいる身体・知的・精神障がい者、障がい児の相談に応じるため、佐久広域連合が設置した機関

用　語	解　説
さ	
さく成年後見支援センター	佐久圏域の成年後見制度や権利擁護に関する相談受付、市町村担当者などへの助言、成年後見等申立の支援及び成年後見制度の普及啓発などを行うために佐久広域連合が委託し、社会福祉協議会福祉課内に設置した機関
さく発達相談支援センター	佐久圏域11市町村における、子どもの成長や発達、入学や就学に関する相談業務などを実施している。長野県委託事業である障がい児等療育支援事業
サンスポート佐久	あいとぴあ臼田内に設置され、東信地域の障がい者のレクリエーション・スポーツ活動を支援するため、出前教室などを行っている組織
視覚障がい者用 付加装置信号機	視覚障がい者などの歩行者に横断の開始、終了を擬音やメロディなどの音響出力により知らせる機能のついた信号機
自主防災組織	「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織。災害が発生した時には、地域で中心となって自らの身を守るための防災活動を行う組織
指定相談支援事業所	市町村の指定によりサービス等利用計画の作成などを行う指定特定相談支援事業所と県の指定により地域移行支援や地域定着支援の地域相談支援などを行う指定一般相談支援事業所
市民後見人	親族以外の第三者後見人として地域福祉の観点から身近な「市民」としての立場で後見活動を行う者
社会的障壁	障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

用　語	解　説
さ	
社会福祉普及校指定事業	児童・生徒・学生が体験を通して社会福祉への理解と関心を高め、日常生活の思いやりの心を育むため、社会福祉教育を推進することを目的に、社会福祉協議会が、市内の小・中学校や、高等学校などに情報、資料の提供や講師のあっせんをし、また、連絡会議を開催し、情報交換の場を提供する事業
重症心身障がい児（者）	重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複した状態にある者
障害者試行雇用事業（トライアル雇用）	職業経験、技能、知識などから就職が困難な特定の求職者を一定期間試行雇用することにより、その適正や業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し早期就職の実現や雇用機会の創出を図る事業
食生活改善推進員	生活習慣病の予防や食育の推進のために地域での普及活動を推進する者
ジョブコーチ	障がい者が職場に適応するための支援や、職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行うとともに、支援が終わった後も安心して働き続けられるよう、企業の担当者や従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言を行う者
信州パーキング・パーミット制度	公共施設や店舗などに設置されている障がい者等用駐車場の適性利用のため、障がい者などに県内共通の利用証を交付する制度
身体障がい者補助犬	視覚、聴覚、肢体に障がいのある人の日常生活をそれぞれ支える盲導犬、聴導犬、介助犬の総称。身体障害者補助犬法では、身体障がい者が公共的施設、公共交通機関を利用する場合において、身体障がい者補助犬を同伴することができることなどを定めている

	用　　語	解　　説
さ	成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。具体的には、法的に選任された代理人によって、判断能力が不十分な人に関する契約の締結などを代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合それを取り消したりするなどして、これらの人を不利益から守る制度
	相談支援専門員	必要な実務経験や研修の修了の要件を満たしたうえで、障がい者などの相談に応じ、助言や連絡調整などの必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行う者
た	第三者評価	福祉サービスを提供している事業所やそのサービスを利用している利用者以外の公正・中立な立場の第三者評価機関が、提供されている福祉サービスについて評価を行う制度
	特定保健指導	特定健診の結果により該当する人を対象に、生活習慣の改善などのため行う指導
	特別支援学校	学校教育法で規定された、視覚・聴覚・知的障がい、肢体不自由者・病弱・身体虚弱などの心身障がい児を対象とする学校
	特別支援教育支援員	学校における日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童生徒に対し、学習活動上のサポートを行ったりする者
な	長野県福祉のまちづくり条例	福祉のまちづくりの総合的な推進を図り、全ての県民が共に生きる豊かな福祉社会の実現を目的とする条例。福祉のまちづくりのための施策及び障がい者などが安全かつ容易に利用できる施設の整備について必要な事項を定めるとともに、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにしている。近年の社会福祉の変化に対応し、長野県福祉のまちづくり条例をより実効性のあるものにするため改正された。平成28年12月１日施行

	用　語	解　説
な	日常生活自立支援事業	判断能力が不十分な知的・精神障がい者や高齢者などに対して、社会福祉協議会が、契約により、各種福祉サービスの利用援助、日常生活の手続きや金銭管理などを行う事業
	日常生活用具	在宅の重度障害者などの日常生活の利便を図るために給付・貸与される特殊寝台、視覚障がい者用拡大読書器、聴覚障がい者用通信装置など用具の総称
は	発達障がい	発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと定められている
	バリアフリー	障がい者が日常生活・社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すると言う意味で、段差などの物理的障壁だけでなく、より広く障がい者の社会参加を困難にしている制度的な障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁など全ての障壁の除去という意味でも用いられる
	バリアフリーマップ	障がい者の外出機会の拡大、社会参加を促進するため、多目的トイレや入口の段差解消など、利用しやすいように工夫された店舗や施設の情報を一覧表や地図としてまとめたもの
	BCP（事業継続計画）	企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと
	避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

用　語	解　説
は	
福祉的就労	一般企業での就労が困難な人や一般企業などへの就労を目指す人が、障害者総合支援法の就労支援事業所や地域活動支援センターなどで就労すること
福祉のしおり	障がい者、高齢者、子育てなどを支援するための各種福祉施策の概要を取りまとめた冊子
福祉避難所	災害時に、支援の必要な人たちのうち、障がい者など特別な配慮を必要とする人たちを受け入れる避難所
福祉有償運送事業	通常のバス、タクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び障がい者などの外出支援事業で実施主体は事業認可を受けた社会福祉法人及びNPO法人
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方など、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマーク。
法人後見	社会福祉法人やNPO法人などが成年後見人などになり、親族などが個人で成年後見人などになった場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護や支援を行う
法定雇用率	障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対して、その雇用する障がい者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務付けている
法テラス	総合法律支援法に基づき設立された法人で、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的としている。（日本司法支援センター）
保健補導員	区長の推薦を受け市長に委嘱された者。健康や生きがいについて学び健康意識を高めるとともに、それを自分の家庭や地域に広める、地域の健康づくりの担い手

	用　語	解　説
は	補助犬マーク	店舗や施設の入口に掲示することで、身体障がい者補助犬を同伴している方が安心して入れることを示すマーク
	補装具	身体障がい者の身体の一部の欠損又は機能の障がいを補い、日常生活や職業生活を容易にするため用いられる義肢、装具、盲人安全杖、補聴器、車いすなど器具の総称
ま	民生児童委員	地域住民の相談相手として問題解決のために、支援、助言などを行う地域の奉仕者として、厚生労働大臣から委嘱され、民生委員法に基づく民生委員と児童福祉法に基づく児童委員を兼務している者
や	ユニバーサルデザイン	全ての人が使いやすいように考慮して作られた建物や製品、情報通信技術などの設計・デザイン
	ユニバーサルデザイン政策大綱	国土交通省が策定し、2007年５月に発表された、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた社会環境を実現するための基本理念と施策
	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児などの防災上において、特に配慮を要する者
ら	ライフステージ	乳幼児、幼児期、児童期、青年期、成人期、老年期など、人が生まれてから死に至るまでの各段階
	リーガルサポートながの	成年後見制度の普及と成年後見人の養成・供給のために、日本司法書士連合会が中心となり設立された法人（正式名称：公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート）のながの支部

5　佐久市手話言語条例

平成29年12月22日条例第30号

佐久市手話言語条例

言語は、お互いの意思疎通を図り、あらゆる情報から知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

この言語のうち手話は、日本語などの音声言語と異なり、ろう者が物事を考え、会話をする時に手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する独自の体系を持つ言語であり、ろう者が大切に育み、受け継いできた文化的所産である。

しかしながら、長い間手話が言語として認められず、音声言語を耳から理解することができないろう者にとって、手話を使う環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は充分な教育を受けることが保障されずに、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることに困難を抱え、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、手話に対する地域社会の理解が広がっているとは言えず、その理解を更に深めていくことが求められている。

このような認識に基づき、佐久市は、手話が、障害のある人もない人も、お互いに支え合いながら共に生きる地域社会の象徴となり、誰もが手話に親しみ、手話に対する理解を深め、手話が広く日常生活で利用されるまちを目指すためにこの条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的に手話に関する施策を推進し、もって全ての市民が共に生きる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第２条　手話に関する施策は、手話が独自の体系を持つ言語であり、ろう者（聴覚障害者のうち手話を使い日常生活又は社会生活を営むものをいう。以下同じ。）が受け継いできた文化的所産であるとの理解の下に、行われなければならない。

２　手話に関する施策は、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重した上で、行われなければならない。

（市の責務）

第３条　市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話に対する理解の促進及び手話の普及を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進するものとする。

（市民の役割）

第４条　市民は、手話に対する関心と理解を深め、市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第５条　事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

（県との連携協力）
第６条　市は、手話に関する施策の実施に当たっては、県と連携するとともに、県が行う手話に関する施策に協力するものとする。
（方針の策定）
第７条　市は、次に掲げる事項を総合的かつ計画的に推進するための方針を策定するものとする。
（１）　手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
（２）　手話による情報の発信及び取得に関すること。
（３）　手話による意思疎通の支援に関すること。
（４）　手話通訳者の確保及び手話通訳に係る環境の充実に関すること。
（手話を学ぶ機会の確保）
第８条　市は、市民が手話を学ぶ機会の確保をするため、ろう者及び手話に関わる者と協力し、手話に関する講座の開設その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（学校における理解の増進）
第９条　市は、学校教育において、基本理念及び手話に対する理解を深めるため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
２　市は、学校において、児童、生徒及び教職員に対し、手話を学ぶ機会を提供するよう努めるものとする。
（医療機関における手話の啓発）
第10条　医療機関の開設者は、ろう者が手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。
２　市は、医療機関において、ろう者が手話を使用しやすい環境にするために、手話通訳者を派遣する制度の周知その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（事業者への支援）
第11条　市は、ろう者が手話を使用しやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。
（災害時の対応）
第12条　市は、災害時において、ろう者に対し、情報の迅速な取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（情報通信技術の活用）
第13条　市は、この条例に定める手話に関する施策に関し、情報通信技術の活用に努めるものとする。
（財政上の措置）
第14条　市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
（その他の意思疎通の支援の推進）
第15条　市は、聴覚障害者の特性に応じ、手話、要約筆記その他の意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附　則

この条例は、平成30年４月１日から施行する。

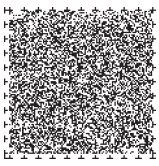
6　相談窓口一覧

名　　称	相談内容	所　在　地	電　　話	F　A　X
佐久市役所 福祉部福祉課	障がい福祉についての相談	佐久市中込 3056	0267-62-3147	0267-62-2172
佐久児童相談所	児童福祉についての相談	佐久市岩村田 3152-1	0267-67-3437	0267-67-3449
佐久広域連合 障害者相談支援センター	専門職による身体・知的・精神障がいに対応した相談支援	佐久市取出町 183	0267-63-5177	0267-63-0611
障害者就業・ 生活支援センター ほーぷ	就業、日常生活についての相談	佐久市岩村田 1880-4	0267-66-3563	0267-66-3564
さく発達相談支援センター	障がい児の相談	佐久市中込 3-2-8	0267-64-1022	0267-64-1729
佐久市療育支援センター	乳幼児の発達、療育についての相談	佐久市御馬寄 1359-4	0267-58-1011	0267-58-1012
佐久市障害者自立生活支援センター	各種相談支援	佐久市下越 16-5	0267-88-6561	0267-88-6562
さく成年後見支援センター	成年後見制度などについての相談	佐久市下越 16-5	0267-88-8339	0267-82-7201
中込共同作業センター	各種相談支援	佐久市中込 1-19-2	0267-63-3784	0267-63-3784

第三次佐久市障がい者プラン

令和６年（2024年）３月

発行／佐久市
〒385-8501　長野県佐久市中込3056番地
編集／佐久市　福祉部　福祉課





佐　久　市